

# 第1部 環境基本計画（後期計画）の策定にあたり

## 第1章 環境基本計画（後期計画）の背景と役割

### 1. 環境基本計画（後期計画）策定の背景

糸島市が平成22年1月に誕生してから6年が過ぎました。私たちの住む「糸島市」は、美しい海や海岸線、松林、緑豊かな山々や田園に包まれた自然と長い歴史に培われてきた優れた伝統・文化、産業など、魅力あふれる地域資源を有しています。近年は、この豊かな地域資源に憧れ、癒しと安らぎを求めて、多くの観光客が訪れるようになり、糸島ブームを創り出しています。

また、九州大学の伊都キャンパスへの移転も順調に進んでおり、「知の拠点」として、また、「学術研究都市」として、国内外から注目を浴びており、糸島市の新たな魅力となっています。

その一方で、平成23年3月に発生した東日本大震災は、国民に大きな衝撃を与え、環境や防災に対する取組も大きく変わりました。中でも、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの普及、節電、温室効果ガスの削減や環境負荷の軽減など、市民の意識も大きく変わっています。

そのほかにも、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による活力ある地域づくりをはじめとして、人口減少・少子高齢社会の到来、市街地への人口集中、地域コミュニティの高齢化・希薄化、安全・安心に暮らせるまちづくりなど、解決すべき課題がますます増えています。

そのため、糸島市では、平成25年4月に「まちづくり基本条例」を施行し、市民が力を合わせてまちの活力を創出し、生き生きとして、いつまでも新鮮さを保ったまちを築くために、「人も元気 まちも元気 新鮮都市 いとしま」を将来像に掲げてまちづくりに取り組んでいます。

この将来像を実現していくためには、市民、地域、事業者、様々な団体、市が協働して、まちづくりに関する情報や課題、まちづくりの目標を共有し、ともにその実現に向かって連携・行動していくことが必要です。

さらに、糸島市のまちづくりを進めて行くためには、主役である「市民」が大切にされ、「自然・歴史・文化」が守られ、お互いが生かされたまちづくりを進めていくことも重要です。

すべての市民が、「糸島を愛し、守り、育てる」気持ちを持ち続け、持続可能なまちづくりを進めていくために、市とともに考え行動する「協働」を柱に、「人と自然と文化を生かした協働のまちづくり」を基本理念として、糸島市のまちづくりを、さらに進めていかなければなりません。

この基本理念を実践するために、環境基本条例を制定し、市民、事業者、市の役割を明らかにして環境に関する施策を総合的に推進しています。

このような背景を踏まえ、糸島市の環境への取り組みを総合的、横断的な見地から実効性のある計画として内容をさらに高め、推進していくために、今回、「糸島市環境基本計画（後期計画）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 . 環境基本計画の目的と基本的な考え方

### 2-1 計画の目的

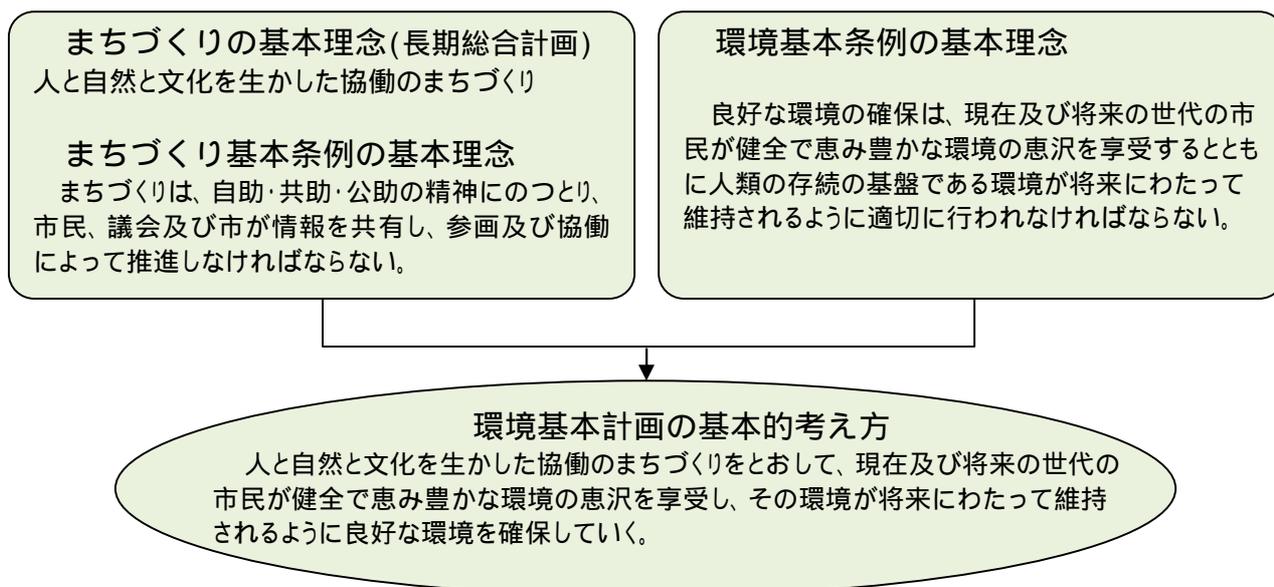
国の第四次環境基本計画では、低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に進め、その基盤として「安全」を確保しながら「持続可能な社会」を実現していくと示されています。具体的には、「経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」や「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」など優先的に取り組む9つの重点分野を設定し、加えて、「震災復興、放射性物質による環境汚染対策」が盛り込まれています。

また、福岡県環境総合ビジョン(第三次福岡県環境総合基本計画)では、「豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県～環境と調和し成長する社会を未来へ～」を目指す将来像として定め、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の構築」、「自然共生社会の構築」、「健康で快適に暮らせる生活環境の確保」、「国際環境協力の推進」、「よりよい環境を実現するための地域づくり・人づくり」、「環境負荷を低減する技術・産業の振興」の7つの柱を掲げ取り組みを進めています。

本計画は、国や県の環境基本計画を基本にして、糸島市の環境の特性を踏まえたうえで、目指す環境の将来像及び基本方針を示すとともに、これを実現するための目標、施策、計画の総合的・横断的な推進、進行管理のあり方などを示すことを目的に策定したものです。

### 2-2 計画の基本的な考え方

本計画を策定するにあたっては、糸島市長期総合計画に掲げるまちづくりの基本理念及び環境基本条例、まちづくり基本条例の理念を基に、人と自然と文化を生かした協働のまちづくりをとおして、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、その環境が将来にわたって維持されるように良好な環境を確保していくことを基本的な考えとします。また、以下に示す3つの視点から環境問題と解決のための目標・施策などを把握していきます。



本計画の基本的考え方

### 1) 豊かな自然と歴史的遺産の継承

私たちが暮らす糸島市は、福岡都市圏に位置しながらも、山や川、田園、海、松林など豊かな自然と歴史的遺産が身近に存在し、私たちの心に安らぎと癒しを与えています。これらは、先人たちの自然とともに生きるという優れた知恵と努力により受け継がれてきたものです。

しかし、都市化の進展により地域環境への負荷が増大し、緑豊かな自然や歴史に育まれた良好な居住・都市空間などが徐々に損なわれつつあります。このような状況の中で、私たちには、恵まれた自然と歴史的遺産を受け継ぎ、生物多様性にも配慮した環境を次代に引き継ぐ責務があります。

### 2) 多様化、グローバル化する環境問題

糸島市が直面する環境問題は、ごみの不法投棄や河川・ため池の水質の悪化など、都市型生活の中から起こる身近なことから、地球温暖化や再生可能エネルギーなどグローバルな問題まで様々です。また、光化学オキシダントや微小粒子状物質 PM2.5、酸性雨などの化学物質による環境汚染、生物多様性や地域景観の保全など、環境に関する問題はますます多様化しています。その状況は、徐々にですが悪化しており、問題解決に向けた取り組みを継続していく必要があります。

複雑、多様化する社会の中で、よりよい環境を維持していくために、市の努力やリーダーシップはもとより、市民、地域、事業者、環境ボランティアや環境活動団体(以下、「環境サポーター」という。)が一体となって環境を維持・保全し、快適な住環境を創造していくことが必要です。

### 3) 協働による環境の保全及び創造

市内では、地域や環境サポーターが中心となって、環境美化行動や自然環境保護などの環境の保全・創造が積極的に取り組まれています。これらの活動をより多くの市民に周知し、さらに活動を広げ、市民一人ひとりの環境意識の向上と実践に結び付けなければなりません。

人間と環境はお互い影響を与えあう関係であり、多くの環境問題が私たちの日常生活や事業活動に密接につながっています。そのため、自然の継承や環境問題の解決を図るには、私たちすべてが環境の保全・創造に意識を持ち、責任ある取り組みをすることが必要です。

同時に、地域の環境をより良くしていくための目標や施策を確立し、市民・事業者・環境サポーター・市の「各主体」が協働して、良好な環境づくり、地域づくりに参加しながら、お互いが環境問題に対する意識を高めていくことも求められています。

さらに、各主体が、それぞれの分野から、次代を担う子どもたちに環境の大切さを教え、子どもたちも自ら学び、環境問題に対する意識を高め、行動につなげていくことも求められています。

そして、限られた財源の中で、総合的かつ長期的な視点に立って、環境を守るための必要な取り組みを集中して実施していくためにも、「協働」が何より重要です。



### 3 . 環境基本計画の方針と役割

#### 3-1 計画の基本方針と進行管理

国や県の環境基本計画の実行性を高めると同時に、糸島市の身近な地域・生活環境を改善し、豊かな山や川、田園、海、松林などを大切に守り、次代に引き継いでいくためには、協働して維持・保全を図ることが重要です。これに加えて、グローバルな課題である「循環型社会」、「低炭素社会」、「自然共生社会」の構築に向けた積極的な取り組みも必要です。

そこで、これらを実現していくために、私たちが取り組むべき事項を明確にするとともに、協働の仕組みづくりの定着化を図り、地域づくり、人づくりを進めます。

さらに、実行性のある計画進行とするために、次の事項に留意して進めていきます。

##### 1) 変化に対応した進行管理

本計画で定めた施策を着実に推進し、将来像や目標を達成するために、施策の進捗状況や目標に対して達成度を効率的に把握し、その状況を評価するとともに、評価結果を目標、計画、施策の見直しなどにつなげていくために、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、改善・見直し(Action)の「PDCAサイクル」を使った進行管理システムを構築します。

##### 2) 数値目標の管理

本計画の中の主な施策については、できる限り数値目標による管理を行い、これらを定期的に評価しながら、計画の進捗状況をわかりやすく公表していきます。

##### 3) 情報の共有

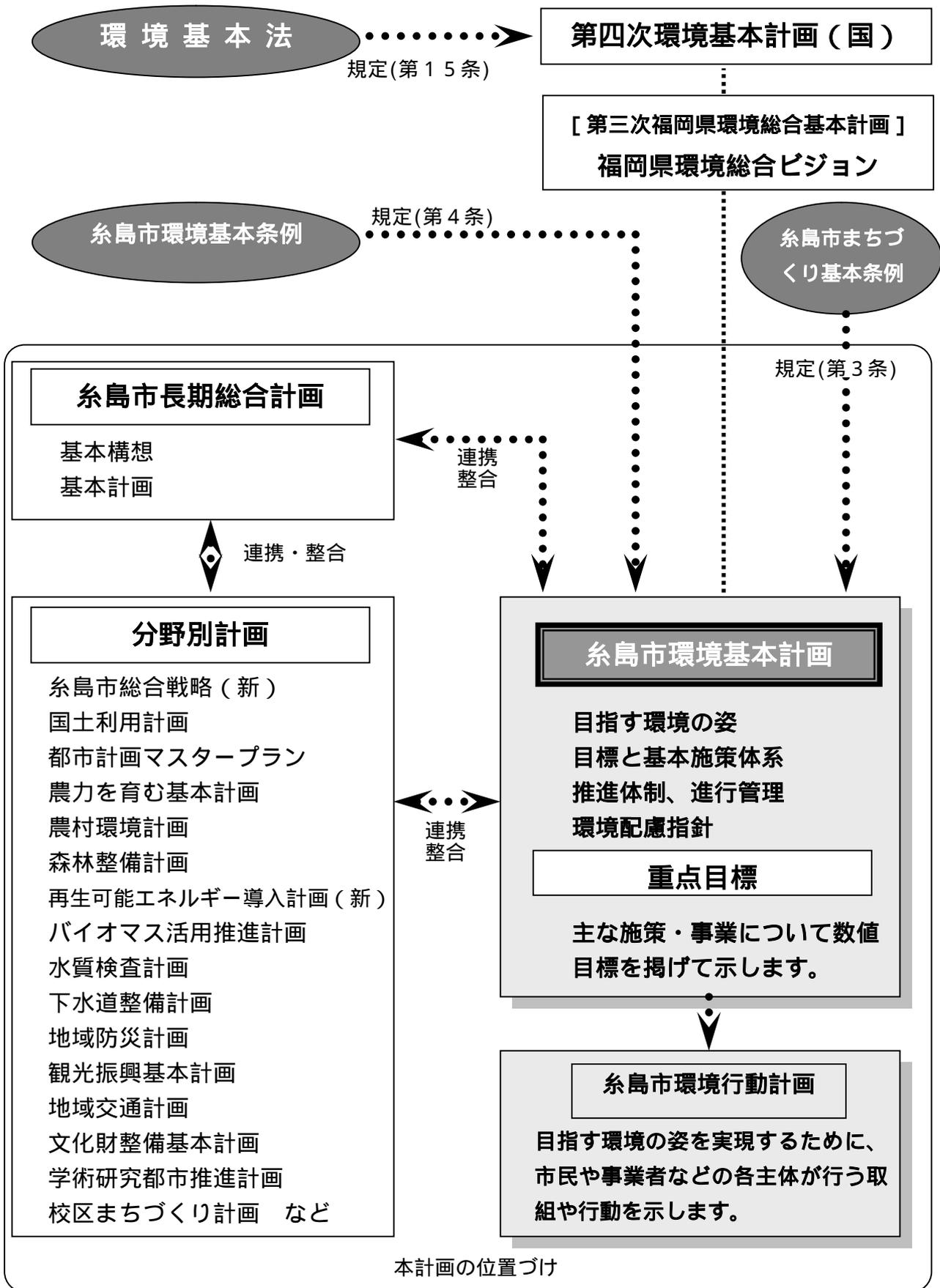
本計画の取り組み内容や進捗状況などの情報を、共有できる仕組みをつくれます。



#### 3-2 計画の役割

本計画は、国や県の環境基本計画の実行性を高めるとともに、地域における主体的な推進を図るために、「糸島市環境基本条例」第3条に掲げられた基本理念の実現に向けて中核的な役割を担うものとして、同条例第4条の規定に基づき策定したものです。

また、本計画は、総合的かつ長期的な視点から、市の環境の保全・創造に関する施策の調整を行い、実施段階における環境配慮を行うための根拠となるものであると同時に、各主体が協働しながら、行動していくための指針となるものです。



(目的)

第1条 この条例は、環境に関する基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境に関する施策を総合的に推進することにより、市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境及び自然環境をいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、良好な環境の確保の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の確保は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的かつ快適な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じていることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める良好な環境の確保についての基本理念にのっとり、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的計画を策定しなければならない。

2 市は、良好な環境の確保に関する市民の意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講じるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、法令等に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。

(市の施策)

第7条 市は、第4条第1項に規定する計画に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(指導等)

第8条 市は、良好な環境に対する侵害を行う者又は行うおそれのある者に対し、必要な助言、指導及び勧告を行うことができる。

(審議会の設置)

第9条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、糸島市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

○糸島市環境都市宣言

平成23年9月27日制定

糸島市は、美しい山や海、恵み豊かな田園、清らかな川、古代ロマンあふれる歴史遺産など、豊かな自然と歴史に彩られたすばらしいまちです。

この恵まれた環境を守り、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務です。

私たちは、ふるさと糸島市を心から愛し、豊かな自然と歴史、文化がもたらす潤いと活力あるまちを目指して、次のことに取り組むことをここに宣言します。

1. 豊かな自然を愛し、自然と共に生きる潤いあるまちをつくります。
1. 地球にやさしい生活を実践し、循環型・低炭素のまちをつくります。
1. 市民、事業者、市が協働して、より良い環境のまちをつくります。

### 3-3 計画の範囲

本計画の対象とする環境は、糸島市を取り巻くすべてのものであり、市民生活を支える生活基盤で、時間的・空間的広がりを持つものです。環境の要素は、有形・無形を問わず、お互いに結びついており、社会とも相互に影響しあっています。

そこで本計画では、地球環境、自然環境、生活環境、社会環境(歴史・文化的環境、快適環境)の4つの分野を対象とします。

また、糸島市全域を計画対象地域としますが、糸島市だけで解決できない広域的な問題は、周辺自治体や国・県と連携、協力して取り組んでいきます。



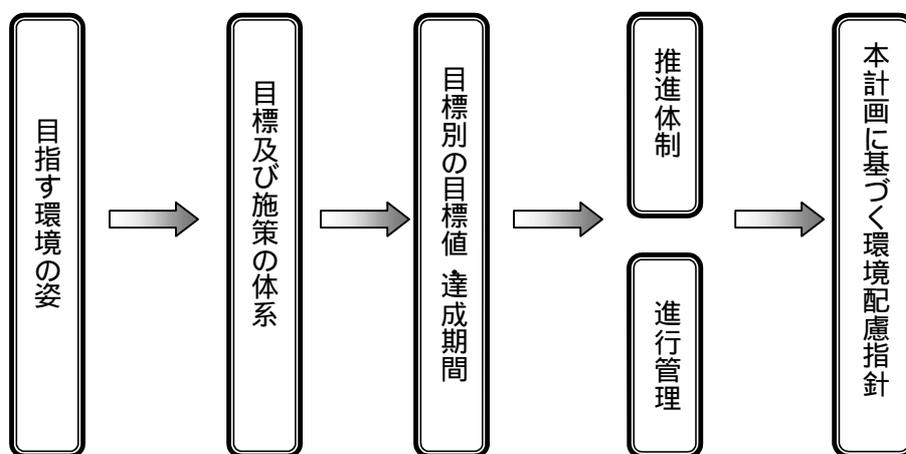
対象とする環境	構成要素(項目)	市民生活等との関連性
地球環境 生存、生活、活動を支える 地球規模の環境	地球温暖化 / 酸性雨 / オゾン層の破壊 / 省資源・省エネルギー (関連項目)人口、食料問題	持続性、資源確保、 世界平和、生存基盤
自然環境 基本的な生存を支える環境	空気 / 水 / 土 / 生物 / 自然景観 / 再生可能エネルギー (関連項目)自然災害、食物	安全性、防災安全性、 保健、生存基盤
生活環境 日常生活を支える環境	大気質 / 水質 / 騒音 / 振動 / 悪臭 / 土壌汚染 / 空き地 (関連項目)自然災害、食物	循環、快適性、 環境衛生、保健
社会環境 快適、利便、文化、個性などを支える環境	景観 / 眺望 / かおり / 水辺 / 緑 / 公園 / 文化財(歴史遺産) / 文化施設 (関連項目)文化活動、交通	快適性、個性、活動、 利便性、産業、文化振興

本計画の対象範囲

### 3-4 計画の構成

本計画では、まず計画の基本的事項を定め、糸島市の環境の現況と課題を明らかにしたうえで、目指す環境の将来像を掲げています。これらに基づき、環境の目標とこれを達成するための施策を体系化し、施策全体を積極的に推進していくために、糸島市で特に優先的に取り組む必要があり、横断的な効果につながる基本施策を挙げています。

さらに、これらを実行する推進体制を決め、実際に計画どおり施策が進んでいるかどうか管理する進行管理方法についても明らかにします。



本計画の構成

### 3-5 計画の期間

本計画の期間は、第1次糸島市長期総合計画(後期計画)の期間に合わせ、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5年間とします。また、本計画に掲げる主な取り組みや数値目標の達成期間は、長期総合計画(後期計画)や他の計画などとの整合を図ります。

さらに、環境を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、数値目標の進捗状況を1年ごとに、点検、評価を行い、それに基づいて、5年後に、新たな基本計画を策定し、その中で、「目指す環境の姿」や目標項目、数値などを見直します。

## 第2章 糸島市が目指す環境の姿

### 1. はじめに

糸島市環境基本条例は、市民、事業者、市の責務を明らかにして、環境に関する施策を総合的に推進し、市民生活の良好な環境の確保を図ることを目的にしています。

この目的を達成していくためには、各主体が協働して、環境の保全や創造に向けた取り組みを進めて行くと同時に、その環境イメージ(環境の姿)を各主体が共有化することが重要です。

### 2. 糸島市の特徴及び目指す環境の姿

#### 2-1 豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち

糸島市は、都市化が進んでいる地域がある一方で、自然豊かな農山村地域、美しい海岸線や砂浜、松林などを有する海岸地域など、多彩な地域特性を持っています。これらは、古くから糸島地域を支えてきた農林業や漁業を営む人々の力により築き上げられてきたものであり、さらに、「魏志倭人伝」にも登場する伊都国の時代から続く歴史に立脚するものです。このため、市内には、豊かな自然と人々の生活の関わりを示す歴史的遺産も数多く点在しています。その中で、それぞれの地域特性に根ざした多様な環境や生活、文化が育まれ、私たちに潤いを与えてきました。

この先人たちの営みを受け継ぎ、自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまちを創っていくには、私たちの生活を支えてくれるすべてを「環境」として捉え、物質的な面だけでなく、精神的な面からも安心や豊かさを享受でき、暮らし、歴史、文化、良好な地域コミュニティが日常的に備わり、「糸島に住んでよかった。来てよかった。」との意識を持たせることが重要です。

そのために、人やまち、自然の恩恵、その中に息づく歴史や文化を守り、引き継いでいくことを大切にしていかなければなりません。

#### 2-2 環境を創る

私たちの生活は、環境との関わりによって営まれているものであり、安全・安心で快適、文化的な暮らしを将来に継承していくためには、環境の意義を問い直すとともに、その価値をみんなで共有する必要があります。物質的な豊かさだけを追求し、このまま、資源やエネルギーの浪費、自然環境の破壊、環境汚染を行えば、生態系のバランスは崩れ、精神的な豊かさを育んできた多様な地域環境の基盤を失うばかりでなく、将来の世代が、特色のある地域環境が失われた環境の中で生きていかなければならなくなります。

つまり、「環境を創る」とは、物質的豊かさを追求してきた現在の人間活動の意識を変え、持続可能な望ましい環境の姿を実現するために、資源やエネルギーが循環し、生態系のバランスが保たれた、永続的に豊かな環境を創っていくことです。

### 2-3 人と環境が好循環するまち

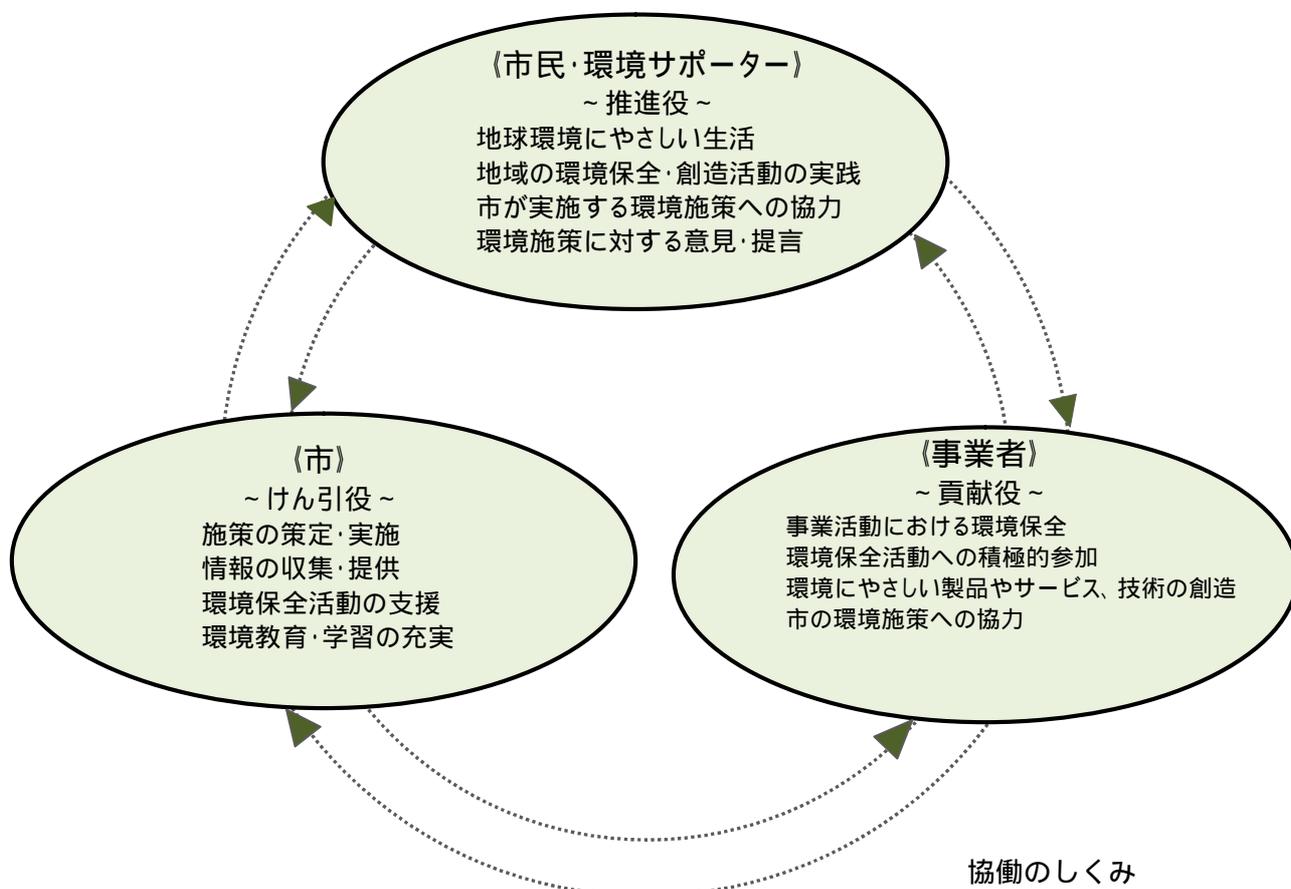
環境が良くなれば、私たちの生活にゆとりや安らぎが生まれてきます。それと同時に、豊かで潤いある環境を活かした観光や農林水産業をはじめとする地域資源を活かした多様な産業なども発展し、市民や地域などに活力が生まれ、歴史・文化も含めた地域社会と自然との関係も、より良いものになっていきます。

そこで、市が目指す環境の姿を実現していくためには、身近な環境を良くすることで、人や地域、コミュニティが住みやすく、より良いものになり、そこに住む人たちに元気が生まれ、地域、コミュニティが活発化していき、自然環境や生活環境、社会環境、ひいては地球環境を良くしていく「人と環境との好循環」を進めることが必要です。

### 2-4 人と環境との好循環を創り出すキーワード「協働」

人と環境(地球・自然・生活・社会環境)が好循環するためには、市だけでなく、地域経済を担う事業者、コミュニティを担う市民や自治会、環境サポーターなど、各主体の緊密なパートナーシップのもと、様々な取り組みに参加・協力し、実効性の高い「協働」を行うことが重要です。

第1次糸島市長期総合計画(後期計画)でも、基本戦略のひとつとして「協働のまちづくり」を掲げ、市民の意見を反映させるシステムづくりや市民参画型の行政運営、地域課題を地域で解決するための地域自治活動の活性化、市民提案型まちづくり事業の展開などを進めています。



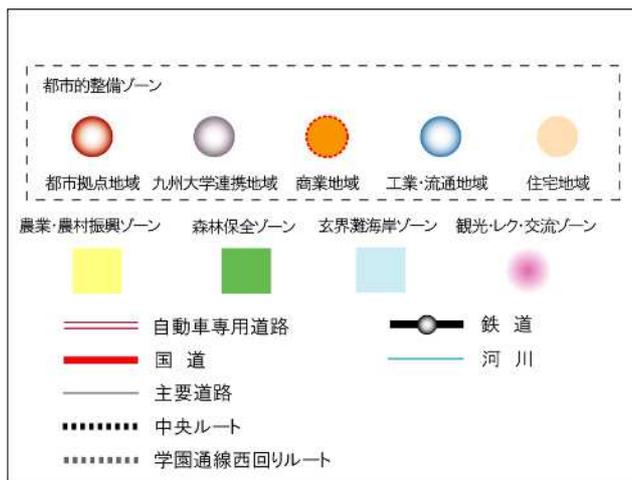
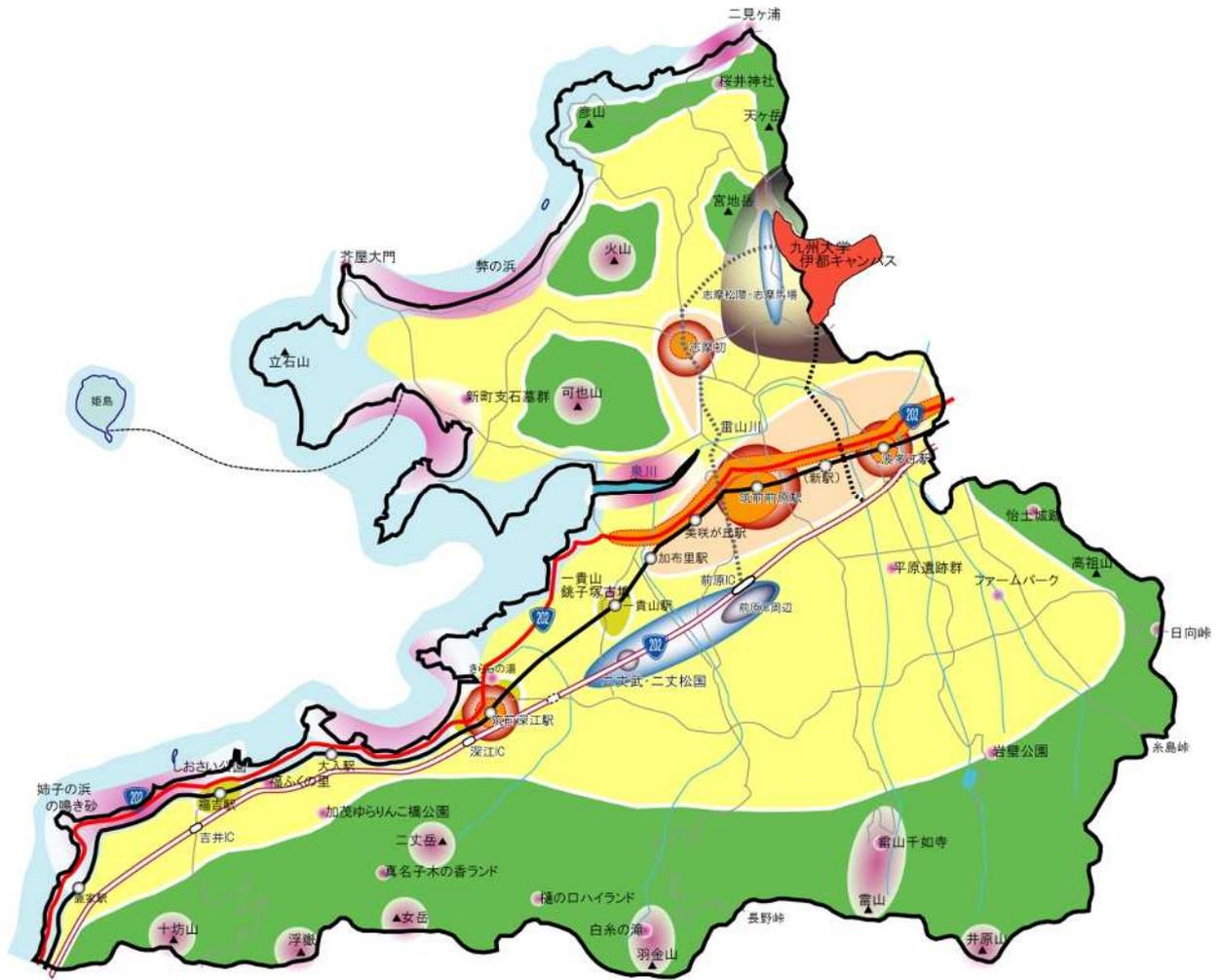
### 3 . 目指す環境の姿

本計画では、協働を前提とした、人と環境が好循環するまちづくりを基本的な考え方として掲げ、目指す環境の姿を「豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち いとしま～人と環境が好循環するまち～」とします。

## 糸島市が目指す環境の姿

「豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち いとしま」  
～ 人と環境が好循環するまち ～

糸島市が目指す環境の姿



糸島市の環境区分

#### 4. 「豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち いとしま」 を実現するための5つの目標

市が目指す環境の姿を実現するために、次の5つの目標を掲げ、各主体が協働し、それぞれの目標実現に向けた取り組みを進めていきます。

##### 目標 1

地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する  
～住みよい環境を未来につなぐまち～

##### 目標 2

糸島に息づく自然環境を保全・再生する  
～豊かな自然を守り育てるまち～

##### 目標 3

歴史・文化・自然とふれあえる快適な社会環境をつくる  
～古代ロマンを秘めた歴史・文化のまち～

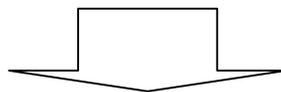
##### 目標 4

安全・安心な生活環境をつくる  
～健やかに暮らせる優しいまち～

##### 目標 5

協働の仕組みをつくる  
～市民参加で環境との好循環を創造するまち～

糸島市が目指す環境の姿

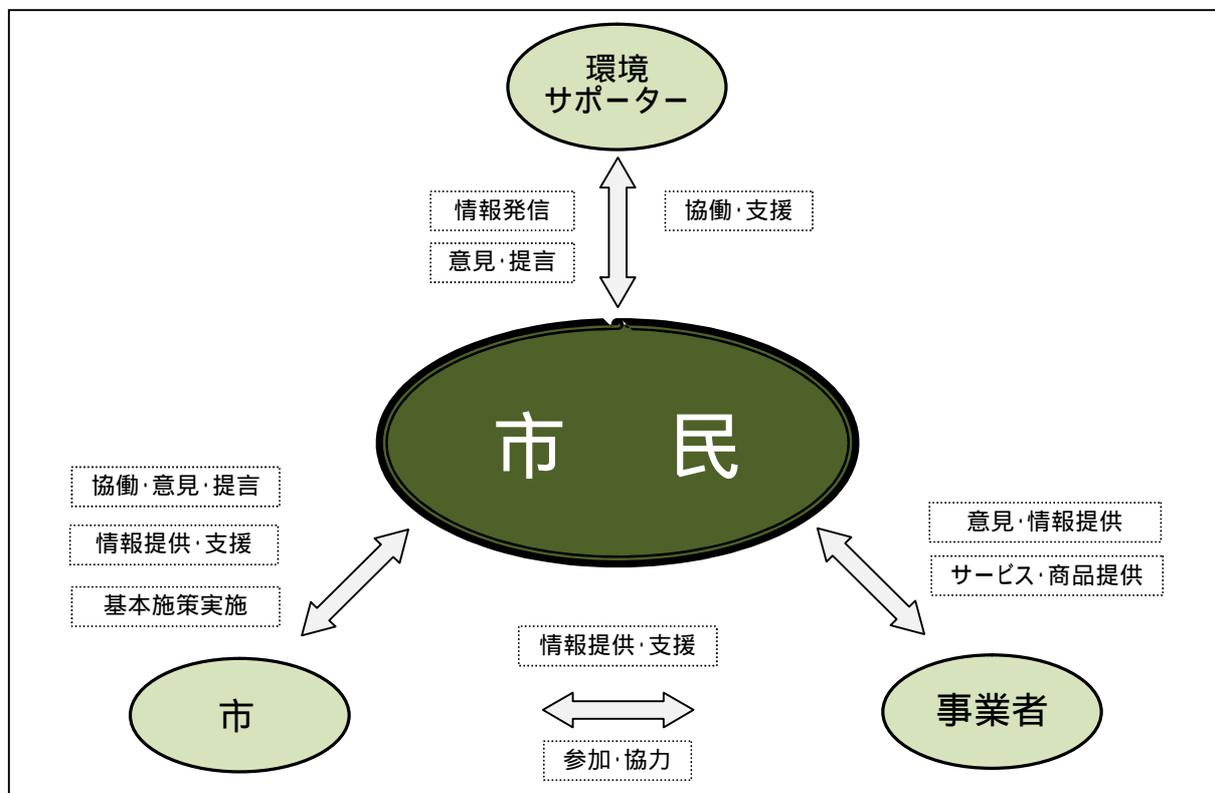


豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち いとしま  
～ 人と環境が好循環するまち ～

本計画の目標

## 5. 目標実現に向けた協働における各主体の役割

5つの目標を実現するためには、各主体が次の役割を担い、人と環境との好循環を形成しながら協働して環境の保全・創造に取り組む必要があります。



主体	主な役割
市民	日常生活と環境問題が密接に関係していることを認識し、環境への影響を考えながら、地球にやさしい生活を実践する。 市民同士の連携や他団体等の協働により、環境の保全、創造に取り組む。 自主的、積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。 環境を守るための様々な取り組みに対して、意見や提言を行う。
環境サポーター	市全域を対象に取り組みができる環境サポーターは、自主的かつ積極的な環境の保全・創造を進めるため、市民や事業者をつなぐ活動に取り組むとともに、取り組み内容の情報発信を行い、市民や事業者の環境保全意識向上に努める。 専門的な知識を有する環境サポーターは、知識を生かした調査研究を行う。また、活動に基づいて環境施策への提言を行う。 団体の活動趣旨に基づき、自主的かつ積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。
事業者	地球にやさしい商品やサービスの提供、製品の研究開発を心がける。 環境に配慮した事業の取り組みを行い、環境と経済の好循環に貢献する。 地域社会の一員として、自主的かつ積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。
市	目指す環境の姿を実現するために、基本となる施策を着実に実施する。 市民・事業者・環境サポーターによる自主的かつ協働による取り組みを積極的に支援する。特に、地域づくり活動や学校での取り組みを支援する。 環境の保全・創造のため、積極的に情報を提供する。 消費者、事業者の立場から、環境の保全・創造に関する取り組みを率先して実行する。

各主体の役割

## 第2部 目標実現のための取り組み

### 第1章 施策の体系

本計画に掲げた5つの目標、15の施策の方針、37の基本施策の体系で推進します。

	5つの目標	施策の方針	基本施策		
【目指す環境の姿】 豊かな自然と歴史文化がもたらす潤いと活力あるまち いとしま	1. 地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する ～住みよい環境を未来につなぐまち～	1. 3R・廃棄物の適正処理の推進	1.ごみの減量 (Reduce) 2.再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進 3.ごみの分別・収集システムの見直し		
		2. 低炭素社会実現の推進	1.省エネルギー型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換 2.交通における省エネルギー対策の推進		
		3. 再生可能エネルギー等の導入	1.再生可能エネルギー設備等の導入推進 2.再生可能エネルギー等の利用に関する研究と支援		
		4. 緑の管理と創出	1.緑に関する計画の策定及び緑化事業の推進		
	2. 糸島に息づく自然環境を保全・再生する ～豊かな自然を守り育てるまち～	1. 多様な自然環境の保全	1.海岸・松林の保全 2.森林の保全 3.河川・ため池の保全 4.農地・里山の保全		
		2. 豊かな自然の再生	1.河川・ため池の水質の改善 2.森林・農地・里山の再生		
		3. 生物多様性の保全	1.希少な動植物の保護・保全 2.外来生物の管理		
	3. 歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくる ～古代ロマンを秘めた歴史・文化のまち～	1. 歴史的風土・文化の保全	1.文化財の保全 2.歴史的景観の保全 3.伝統文化の保存・継承		
		2. 環境教育・学習、環境保全活動の充実	1.教育と学習の仕組みづくり 2.環境保全活動への参加の仕組みづくり 3.環境保全活動の支援のための財源確保		
		3. 自然、歴史とのふれあいの推進	1.自然、歴史とふれあう空間の整備 2.自然、歴史とふれあう機会の提供		
	4. 安全・安心な生活環境をつくる ～健やかに暮らせる優しいまち～	1. 地域美化の推進	1.不法投棄対策 2.ペットの適正な飼育と管理 3.空き地・空き家などの管理対策 4.協働による地域美化の推進		
			2. 生活環境の保全	1.安全な水の供給 2.大気の保全 3.騒音・振動・悪臭対策 4.自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策	
				1. 協働の仕組みづくり	1.地域連携の推進 2.協働の拠点づくり
					2. 環境情報の共有
	5. 協働の仕組みをつくる ～市民参加で環境との好循環を創造するまち～	3. 人材の育成と活用	1.環境サポーターや環境リーダー、ボランティアの育成 2.未来を担う子どもたちの育成		

5つの目標の施策体系

## 第2章 目標別の施策展開

### 目標1

#### 地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する ～住みよい環境を未来につなぐまち～

地球温暖化をはじめとする環境問題は、国を主体として国際的な取り組みが必要とされるものです。また、国際的な目標を達成するためには、すべての国民が日常生活や事業活動の中で、地球にやさしい取り組みを実践していくことが重要です。そのために、市民一人ひとりが、地球環境問題の解決に向けた貢献を実感できる取り組みの策定を目指します。

#### 施策の方針1-1

##### 3R・廃棄物の適正処理の推進

ごみゼロを目指してモノや資源が循環するまちづくり(循環型社会)を実現するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 1-1-1:ごみの減量 (Reduce)
- 基本施策 1-1-2:再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進
- 基本施策 1-1-3:ごみの分別・収集システムの見直し

#### 施策の方針1-2

##### 低炭素社会実現の推進

エネルギーの浪費をおさえ、低炭素のまちづくり(低炭素社会)を実現するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 1-2-1:省エネルギー型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換
- 基本施策 1-2-2:交通における省エネルギー対策の推進

#### 施策の方針1-3

##### 再生可能エネルギー等の導入

自然豊かな糸島市を次代に引き継ぐとともに、再生可能なエネルギーを普及させ、環境への負荷をかけないまちづくりを実現するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 1-3-1:再生可能エネルギー設備等の導入推進
- 基本施策 1-3-2:再生可能エネルギー等の利用に関する研究と支援

#### 施策の方針1-4

##### 緑の管理と創出

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の吸収源となる森林や松林、緑地を適正に管理するとともに、新たな緑を育て、地球温暖化の防止に貢献するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 1-4-1:緑に関する計画の策定及び緑化事業の推進

### 1-1 3R・廃棄物の適正処理の推進

市では、限りある資源を有効活用し、地球にやさしく環境負荷が小さいまちづくりを目指して、市民や地域が中心となっており、ごみの減量や資源化に取り組んでいます。これをさらに充実するために、「3R (Reduce:減らす / Reuse:再利用する / Recycle:再資源化する)」の取り組みをさらに進め、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減を図ります。

#### 基本施策 1-1-1 …ごみの減量 (Reduce)

##### 課題

1人1日当たりのごみ総排出量の減量対策が必要です。市では、平成22年度からごみ搬入量が増加傾向になってきています。

平成25年度における1人1日当たりのごみ総排出量は、879g/人・日と、県平均993g/人・日、全国平均958g/人・日と比べて低いものの、さらなる減量が必要です。

家庭から排出される生ごみ(可燃ごみの約40%)をさらに減量する必要があります。

事業系可燃ごみが増加しているため、古紙類や段ボールの資源化を推進する必要があります。

生ごみを減量するために、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、飲食店などから排出される残渣の処理方法を研究する必要があります。

市民や事業者のごみ減量(Reduce)に対する意識をさらに高め、取り組みにつなげていくための対策が必要です。

##### 主な取り組み

糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、廃棄物(ごみ)の抑制と適正処理に努めるとともに、マイバッグ運動やエコショップ制度の導入など、ごみ減量(Reduce)に関する啓発を行います。

一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量に向けた取り組みを実施します。

出前講座や各種イベントをとおして、ごみの減量に向けた啓発を積極的に行います。

生ごみのたい肥化を進めるために、段ボールコンポストの利用推進を図ります。

食品残渣のリサイクルについて、九州大学や関係機関との連携による調査・研究を進めます。

市内事業所を巡回して、ごみの減量、資源化に向けた啓発・指導を行います。

ごみ搬入総量・資源化の状況(平成26年度)

ごみの種類	回収量(トン)	資源化量(トン)	資源化率(%)
可燃物	25,747	0	0
資源物	696	389	55.9
不燃物	1,273	497	39.0
粗大ごみ	1,123	228	20.3
その他	1,115	0	0
集団回収	2,485	2,485	100.0
合計	32,439	8,429	26.0
うちクリーンセンター分	29,954	5,944	19.8

資源化量の合計には、スラグ・メタル・溶融飛灰の合計4,830トンを含む。

## 基本施策 1-1-2 …再利用 (Reuse)・再資源化 (Recycle) の推進

### 課題

市では、クリーンセンター内での資源化处理、市内の資源回収団体が行う集団回収、校区単位の資源回収倉庫の設置などにより再利用 (Reuse)、再資源化 (Recycle) を進めていますが、より一層の充実と取り組みの強化が必要です。

平成25年度における市のリサイクル率は26.4%。県平均21.3%、全国平均20.6%と比べて高い状況にありますが、さらなるリサイクル率向上への取り組みが必要です。

### 主な取り組み

行政区内に資源物回収拠点を設置して、集団回収の取り組みの強化と新たな資源回収システムを構築し、ごみの減量 (Reduce) と再資源化 (Recycle) の推進を図ります。

ごみの減量や資源化に取り組む民間、地域の団体の育成・支援を行います。

クリーンセンターの見学会やごみの減量に関する出前講座を開催し、再利用 (Reuse)、再資源化 (Recycle) に関する啓発を行います。

間伐材や竹、剪定ごみなどのチップ化による燃料化やたい肥化など、再資源化の取り組みを推進します。

市民や環境サポーターなどと協働して、環境イベントやフリーマーケットを開催し、再利用 (Reuse)、再資源化 (Recycle) に対する意識を高め、ごみの減量をさらに進めます。

小売店が実施する店頭での資源物回収を促進するほか、簡易包装やレジ袋削減などの取り組みについて情報提供や啓発を行います。

市民や事業者などの自主的な取り組みを促進するため、広報やホームページなどの媒体を利用し、積極的に啓発を行います。

## 基本施策 1-1-3 …ごみの分別・収集システムの見直し

### 課題

一般家庭のごみは、3種類 (もえるごみ・リサイクル・その他のもえないごみ) の分別と、ごみステーション方式の収集を行っています。今後もこの方式を継続していきますが、より一層のごみの減量 (Reduce)、再利用 (Reuse)、再資源化 (Recycle) の推進に向けた取り組みや研究が必要です。

### 主な取り組み

県や九州大学などの学術機関、環境サポーター、ごみ収集業者などと協働して、ごみ収集・資源化の調査研究を進めます。

分別する品目や事業系ごみの資源回収など、資源回収方法に関する調査研究を行います。

事業系ごみの資源化を支援するため、事業所を巡回して、エコショップへの働きかけや情報提供を行います。

クリーンセンターで処理するリサイクルごみやその他のもえないごみの減量及び資源化率を高めるため、市民や事業者への啓発を強化します。

## 1-2 低炭素社会実現の推進

電気をはじめとするエネルギーの多くは、石油などの化石燃料に依存しています。その使用の過程で温室効果ガスである二酸化炭素を多量に排出し、地球温暖化の一因になっています。また、化石燃料の埋蔵量には限界があり、近い将来、資源の枯渇が懸念されています。

こうした状況の中で、私たちの生活様式などを見直し、大量消費・大量廃棄といったこれまでのライフスタイルを改めるとともに、省エネルギーを心がけ、温室効果ガスの削減を図ります。

### 基本施策 1-2-1 …省エネルギー型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換

#### 課題

地球温暖化を防止するため、生活やビジネスなどあらゆる機会において、エネルギー消費の無駄を省いた効率的利用を進めていく必要があります。

二酸化炭素排出量の削減意識をさらに高め、省エネルギー対策を行うことが必要です。

市民や事業者が排出する二酸化炭素排出量を把握し、定期的に評価や見直しができる仕組みづくりが必要です。

#### 主な取り組み

市民や事業者に対して、節電、節水、グリーン購入、省エネルギー設備などの省エネルギー対策に関する啓発、情報提供を行います。

フードマイレージ(食糧の輸送に伴い発生する二酸化炭素排出量の指標)を減らすために、地産地消を進めます。

市民や事業者に対して、LED電球やエコ家電(省電力型家電)など省エネルギー製品への買い替えを促進します。

エコファミリーやエコ事業所への登録を推進するとともに、ふくおかエコライフ応援サイト(福岡県ホームページ)や環境家計簿を利用して、市民や事業者が二酸化炭素排出量の把握、評価、見直しができる仕組みをつくります。

県地球温暖化防止活動推進センターや県地球温暖化防止活動推進員と連携して、省エネルギーや二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス削減に関する普及・啓発を行います。

市民や環境サポーターと協働して、緑のカーテンや屋上緑化などの普及を推進します。

市においては、温室効果ガスの削減を進めるため、省エネルギー対策を率先して進めます。

公共施設の新築・改修の際には、省エネルギーに配慮した建物や設備の導入を図ります。

### 基本施策 1-2-2 …交通における省エネルギー対策の推進

#### 課題

自動車登録台数の増加に伴う二酸化炭素排出量の増加が予測されることから、エコドライブやアイドリングストップなどの運転方法の工夫、公共交通機関の利用促進、自動車利用の削減、低燃費・低公害車など地球にやさしい自動車への乗り換えなどの啓発が必要です。

## 主な取り組み

市民や事業者に対して、エコドライブやアイドリングストップなど、交通における省エネルギー対策に関する情報提供、啓発を行います。

二酸化炭素の排出抑制と公共交通機関の利用促進を図るために、「ノーマイカーデー運動」を進めます。

市役所公用車の更新時には、低燃費・低公害車など地球にやさしい自動車の導入に努めるとともに、エコドライブを実践し、交通に関する省エネルギー対策を率先して進めます。

糸島市地域交通計画に基づいて公共交通体系の整備を行い、バスの利用促進を図ります。

国や県など関係機関の助成制度を市民や事業者に紹介し、低燃費・低公害車など地球にやさしい自動車への乗り換えを進めます。

### 1-3 再生可能エネルギー等の導入

地球温暖化の原因には様々なものがありますが、その中で最も温暖化への影響が大きいのが、二酸化炭素です。二酸化炭素が排出される最大の原因は、石油や石炭、天然ガスなど化石燃料の燃焼によるもので、温室効果ガス発生量の約4分の3を占めています。

地球温暖化を防止するためには、太陽光、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーをより多く活用していくことが急務となっています。さらに、東日本大震災により、環境への負荷が少ない再生可能エネルギー等の普及に対する期待がさらに高まっています。

#### 基本施策 1-3-1 …再生可能エネルギー設備等の導入推進

##### 課題

化石燃料に頼らない再生可能エネルギー等の導入を進めるための取り組みが必要です。既に、太陽光発電やエネファーム(家庭用燃料電池)などを導入している家庭も増えつつあり、今後も再生可能エネルギー設備等の導入推進が期待できることから、さらなる啓発や情報提供が必要です。市の公共施設における再生可能エネルギーに関する機器の導入状況は、太陽光発電13か所、廃棄物発電1か所、小水力発電2か所となっており、さらなる導入が求められています。

## 主な取り組み

糸島市再生可能エネルギー導入計画(平成25年3月策定)に基づいて、再生可能エネルギーの導入を図ります。

県や九州大学などの関係機関と連携し、再生可能エネルギーに関する情報提供、普及啓発、調査研究に努めます。

国などの助成制度を市民や事業者に積極的に紹介し、家庭や事業所における再生可能エネルギー設備等の導入を支援しながら、エネルギーの自給率を高めます。

瑞梅寺ダムに小水力発電設備を設置して、エネルギーの地産地消を進めます。

再生可能エネルギー普及のための基金を設置して、公共施設や学校などに再生可能エネルギー設備、機器を率先して導入し、市民や事業者に対する普及啓発に努めます。

**基本施策 1-3-2** …再生可能エネルギー等の利用に関する研究と支援

課題

再生可能エネルギー等の利用に関する調査研究が必要です。再生可能エネルギー等の利用技術や導入設備の開発はめざましく進んでいるため、これらに関する情報収集を行い、市に適した具体的な取り組みを検討する必要があります。

主な取り組み

バイオマス活用推進計画に基づいて、豊富なバイオマス資源を利用した再生可能エネルギーの創出と地域経済の活性化を支援します。

燃料電池をはじめ水素利用に対するPRを行い、市民や事業者の意識向上に努めます。

県や水素関連企業との情報交換・連携などにより、水素ステーションの誘致に努めます。

水素エネルギー製品研究試験センターを拠点とした水素エネルギー産業の育成支援を行うとともに、関連事業の集積を進めます。

九州大学などの学術機関の研究成果の実行性を高めるため、研究成果のエネルギー分野への活用を支援します。

#### 1-4 緑の管理と創出

低炭素社会の実現を進めていくために、二酸化炭素の吸収源となる森林や身近な緑地を適正に管理するとともに、新たな緑を育てることで、地球温暖化の防止に貢献します。

**基本施策 1-4-1** …緑に関する計画の策定及び緑化事業の推進

課題

人の手によって形成、維持されてきた森林の緑が、後継者の減少により管理が行き届かない状況になっており、二酸化炭素吸収源としての機能を失いつつあることから、その機能の保持、向上が必要です。

住宅地での緑化を進めることで、二酸化炭素吸収源としての機能を強化する必要があります。

主な取り組み

農力を育む基本計画や農村環境計画、森林整備計画に基づいて、緑の保全・育成の取り組みを進めます。

多面的機能を持つ農地や森林の保全のための取り組みを支援し、二酸化炭素吸収源となる緑の保全に努めます。

間伐、伐採、植林などの森林維持に関する取り組みを支援し、生態系の基盤や水源、二酸化炭素吸収源となる森林の保全に努めます。

市民や環境サポーターなどと協働し、植林や美化の取り組みをとおして森林の育成を進めます。

市街地や住宅街では、市民や事業者などによる住宅の生け垣整備や壁面、ベランダの緑化、庭への植樹など、身近な緑の空間づくりに努めます。

## 目標 2

### 糸島に息づく自然環境を保全・再生する

～豊かな自然を守り育てるまち～

福岡都市圏にありながら、美しい山や川、田園、海、松林などの自然にあふれた風景は、糸島市の大きな魅力であり、市民の誇りです。また、市外から訪れる人々からも羨望と親しみを持たれ愛されています。そして、これらを次代に引き継いでいくことが、私たちの使命でもあります。

そこで、豊かな自然や田園風景、その中で息づく多様な生物と豊かな生態系が形成された環境を大切な財産と認識して、生物多様性に配慮した自然環境の保全育成を目指します。

#### 施策の方針 2 - 1

##### 多様な自然環境の保全

糸島市がもつ山や川、田園、海、松林といった多様な自然環境を保全するため、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 2-1-1: 海岸・松林の保全
- 基本施策 2-1-2: 森林の保全
- 基本施策 2-1-3: 河川・ため池の保全
- 基本施策 2-1-4: 農地・里山の保全

#### 施策の方針 2 - 2

##### 豊かな自然の再生

残された自然を保全するだけでなく、糸島市が本来もつ自然を積極的に再生するため、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 2-2-1: 河川・ため池の水質の改善
- 基本施策 2-2-2: 森林・農地・里山の再生

#### 施策の方針 2 - 3

##### 生物多様性の保全

多様な自然に支えられた豊かな生態系を保全するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 2-3-1: 希少な動植物の保護・保全
- 基本施策 2-3-2: 外来生物の管理

## 2-1 多様な自然環境の保全

市街地を包むように広がる森林や海岸、松林、農地、河川などの多様な自然環境は、市民だけでなく、あらゆる人にとって貴重な資源です。また、災害の防止や水源の涵養、地球温暖化の防止、生き物を育む生息環境となるなど、潜在的・多面的な機能も有しています。そのため、人と自然が共生した個性ある豊かな自然を守り育てます。

### 基本施策 2-1-1 ……海岸・松林の保全

#### 海岸の重要性

市域の糸島半島北部から佐賀県唐津市につながる海岸は、玄海国定公園に指定され、美しい自然景観を形成する重要な地域です。雷山川や長野川、一貴山川の河口には、干潟もあります。干潟は、水質を浄化し、魚介類を育て、水鳥のえさ場や休息の場所にもなるほか、「海のゆりかご」とも言われる多様な生物の宝庫となっています。

また、海岸線の一部には、砂浜や松林、海水浴場が点在するほか、二丈鹿家地区には全国でも数少ない鳴き砂の「姉子の浜」、志摩芥屋地区には玄武岩で形成された「芥屋大門」、志摩桜井地区には夫婦岩で知られる「二見ヶ浦」があり、多くの人を魅了しています。

#### 課題

海岸や干潟に流れ着く大量の漂着ごみや不法投棄などへの対策が必要です。

海岸の浸食や塩害を防止する松林を守り育てる仕組みが必要です。

海岸線の砂浜をはじめ、景勝地でもある「姉子の浜」、「芥屋大門」、「二見ヶ浦」を守っていく仕組みが必要です。

私たちすべてが、海岸や干潟、松林の役割とその重要性を認識することが必要です。

#### 主な取り組み

不法投棄防止のため市が行う環境パトロールによる監視体制を強化するほか、海岸地域の監視体制についての研究に努めます。

市民や事業者と連携して、海岸の浸食や塩害を防止する松林の保全・育成を進めます。

国や県、周辺自治体、九州大学などの学術機関との連携により、漂着物対策の研究に努めます。

九州大学などの学術機関との連携により、砂浜減退や干潟の浄化機能についての研究を進めます。

国や県、九州大学などの学術機関との連携により、松林の保全と病害虫の防除策などについての研究を進めます。

地域や環境サポーターなどとの協働により、美化の取り組みをさらに進め、海岸や景勝地などの保全に努めます。

海岸、干潟とのふれあいの機会、機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や保全のための啓発を行います。

松林の保全・育成と意識向上のため、市民協働による松苗の植林やアダプト制度(里親制度)を推進します。

## 基本施策 2-1-2 ……森林の保全

### 森林の重要性

森林は、木材資源の生産の場としてだけでなく、生き物の生息環境、水源の涵養、災害の防止、気候の緩和機能、レクリエーション活動への利用など、多面的な大きな役割を担っています。

森林面積は、市域の約45%を占め、前原・二丈地区の山間地や志摩地区の中山間地にまとまって広がっています。特に、市の南部に広がる森林地域は脊振雷山県立自然公園に指定されており、その中の井原山や雷山、羽金山、二丈岳などは雄大なスカイラインを形成し、市の景観を構成する重要な地域となっています。

また、市内の森林の多くは、人の手が加わりスギやヒノキの人工林となっていますが、森林の一部には、ブナ群落やクロマツ群落が残っており、動植物の生息・生育に欠かすことのできないものとなっています。

中でも、井原山中腹には、西日本一の規模といわれるオオキツネノカミソリ(7月開花)の群生地が、山頂付近には、コバノミツバツツジ(5月開花)の群生地があり、開花シーズンには、多くの登山者が訪れています。自然性の高い森林は、市の貴重な財産のひとつです。

### 課題

後継者の不足により管理放棄され荒廃が進んでいる森林への対策が必要です。

水源涵養に貢献する森林の育成が必要です。

森林への不法投棄防止対策が必要です。

私たちすべてが、森林の役割とその重要性を認識することが必要です。

希少動植物種の保護と生息・生育環境の保全対策が必要です。

### 主な取り組み

間伐、伐採、植林などの森林維持に関する取り組みを支援し、生態系の基盤や水源、二酸化炭素吸収源となる森林の保全に努めます。(再掲)

九州大学などの学術機関、市民、環境サポーターなどとの協働により、植林や美化の取り組みをさらに進めます。

九州大学などの学術機関、小中学校、環境サポーターなどとの協働により、希少動植物種の保護と生息・生育環境の保全活動に努めます。

市が行う環境パトロールや林道パトロールにより山間地域の監視体制の強化に努めます。

森林の保全・活用について、九州大学と連携して森林整備計画や森林・林業マスタープランなどの計画を策定します。

農力を育む基本計画や農村環境計画、森林整備計画に基づいて、緑の保全・育成の取り組みを進めます。(再掲)

緑とのふれあいの機会、機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や森林保全のための啓発を行います。

### 基本施策 2-1-3 ……河川・ため池の保全

#### 河川・ため池の保全の重要性

市内には、脊振雷山山系から流れる河川と、志摩地区の可也山、火山、志摩桜井地域の山間部などから流れる河川があります。また、農業用水用のため池も多く点在しています。これらの河川やため池は、肥沃な糸島平野をつくる重要なものです。

これらの河川、ため池は、飲料水や農業用水の水源として、私たちの生活に欠かせないものであるとともに、水辺とふれあうことができる重要な地域でもあります。

さらに、一部の河川の河口付近には、貴重な淡水産貝類であるイシマキガイやスナガイなど、絶滅が危惧されている希少な貝の生息も確認されています。また、雷山川(泉川)の河口には、西日本一の規模ともいわれる、市の花「ハマボウ」の群生地も広がっています。

市内の主な河川	瑞梅寺川, 雷山川, 長野川, 一貴山川, 加茂川, 福吉川, 初川, 桜井川
市内の主なため池	雷山大ため池, 牟田池, 伏龍池, 牧ノ浦ため池, 矢田ため池

#### 課題

水や水辺とふれあうことができる河川やため池にしていくためには、より一層の水質の改善が必要です。

#### 主な取り組み

水質改善を推進するため、市内の河川やため池などの水質調査箇所の拡充を図ります。

地域や環境サポーターなどとの協働により、美化の取り組みをさらに進めます。

九州大学などの学術機関と連携し、河川やため池の水質改善策についての調査・研究に努めます。

河川やため池とのふれあいの機会、機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や保全のための啓発を行います。



丸田池公園

#### 基本施策 2-1-4 ……農地・里山の保全

##### 農地・里山の重要性

市内に広がる農地や里山は、緑豊かな美しい自然景観を形成する重要な地域です。これらは、普段何気なく目にする生活の中で、遠くにある景観の要素として大きな役割を担っています。

特に、市の南部、背振雷山山系や志摩地区の可也山、火山などの山々につらなる山麓地域から広がる田園地帯(糸島平野)は、市の風景を形成する重要な地域となっています。また、災害から私たちの暮らしを守る多面的な機能も持っています。

市街地を取り巻くように広がる農地は、豊かな恵みを育むだけでなく、水源の涵養、身近な生態系の維持など多面的な機能があると同時に、私たちにとって、身近に自然とふれあうことのできる重要な地域です。

##### 課題

後継者の不足により管理放棄され荒廃が進んでいる農地・里山への対策が必要です。

水源涵養に貢献する農地の保全が必要です。

農地や里山への不法投棄防止対策が必要です。

私たちすべてが、農地・里山の役割とその重要性を認識することが必要です。

希少動植物種の保護と生息・生育環境の保全対策が必要です。

都市、農山漁村等の良好な景観形成に関する施策が求められています。

##### 主な取り組み

農力を育む基本計画や農村環境計画に基づいて保全の取り組みを進めます。

土地所有者の理解と協力を得ながら、多面的機能を持つ農地や里山の保全のための取り組みを支援し、保全に努めます。

市が行う環境パトロールや林道パトロールにより山間地域の監視体制の強化に努めます。(再掲)  
九州大学などの学術機関、小中学校、環境サポーターなどとの協働により、希少動植物種の保護と生息・生育環境の保全活動を進めます。(再掲)

農地・里山機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や保全のための啓発を行います。

良好な景観の保全・形成を図るため、景観に関する市民の意識醸成に取り組みます。



可也山

## 2-2 豊かな自然の再生

豊かな自然環境を維持していくために、本来の豊かさを少しずつ失いつつある河川やため池の水質と農地・里山の再生を行います。

### 基本施策 2-2-1 ……河川・ため池の水質の改善

#### 課題

調査年によっては、河川の下流域やため池の水質(BOD:生物化学的酸素要求量)が環境基準を上回っている箇所があります。

下水道(公共下水道・集落排水・合併処理浄化槽等)の普及状況が、前原地区、二丈地区、志摩地区で異なります。

市民アンケート結果でも、地域に適した下水道整備の推進が求められています。

下水道の普及状況 (平成 25 年度)

地区	行政人口 (人)	汚水処理 人口(人)	汚水処理人口内訳(人)			汚水処理人口 普及率(%)
			公共下水道	集落排水	合併処理浄化槽等	
前原地区	69,853	67,660	62,042	3,925	1,693	96.9
二丈地区	12,872	8,609			8,609	66.9
志摩地区	17,160	9,593	652	187	8,754	55.9
糸島市	99,885	85,862	62,694	4,112	19,056	86.0
福岡県	5,108,118	4,586,977	4,038,770	55,728	478,555	89.8
政令市除く	2,655,654	2,136,792	1,593,737	51,418	477,713	80.5

#### 主な取り組み

公共下水道・集落排水の整備や合併処理浄化槽の普及をさらに進め、河川やため池などの水質汚濁に係る環境基準の達成に努めます。

各地域の下水道への接続の意向、費用対効果及び経営状況などを考慮した概ね10年間の整備方針に基づき、地域に適した下水道整備を進めます。

生活排水による水質汚濁の防止に関して普及啓発を行います。

水質改善を推進するため、市内の河川やため池などの水質調査箇所の拡充を図ります。

(平成26年度：99か所で実施)

県や市民、学校、環境サポーターなどとの連携・協働により、水質や生物の調査を行い、水質を監視します。

水源涵養を担う森林の管理を充実し、河川やため池の水量確保に努めます。

九州大学などの学術機関との連携し、河川やため池の水質改善策についての調査・研究に努めます。(再掲)

## 基本施策 2-2-2 ……森林・農地・里山の再生

### 課題

耕作放棄により荒廃が進んでいる農地や里山、森林の管理が必要です。これまで、人の手を通じて形成・維持されてきた農地や里山、森林が、農林業に従事する後継者不足によって管理が行き届かなくなり、竹林の繁茂、里山が持つ保水機能の低下、多様な生態系の喪失が進んでいます。松枯れにより機能が低下している海岸林(防風保安林)を守り育てるために、市民と協働しながら、松林保全意識の向上と取り組みを行い、松林の持つ公益的機能を回復させることが必要です。管理不足により荒廃した農地や里山では、イノシシやサルなどの動物の餌となる下草や木の実などが十分に育たなくなり、動物は餌を求めて里地に下りてきて、農作物に被害を及ぼす状況が発生しています。

人の手によって意図的・非意図的に移入された動植物(外来種)により、日本固有の生物や植生などの生態系が大きく変化し、身近な地域の生態系の破壊が懸念されています。

### 主な取り組み

間伐、伐採、植林などの森林維持に関する取り組みを支援し、生態系の基盤や水源、二酸化炭素吸収源となる森林の再生を図ります。

間伐材や竹、剪定ごみなどのチップ化による燃料化やたい肥化などの再資源化の取り組みを支援します。(再掲)

松林の保全・育成と意識向上のため、市民協働による松苗の植林やアダプト制度を推進します。(再掲)

九州大学などの学術機関、環境サポーターなどと協働して、竹林被害の防止、竹の活用方法などの調査研究を行います。

九州大学などの学術機関と連携し、生態系の保全を進めながらイノシシやサル、カラスなどの鳥獣、アライグマなどの外来種による被害を防止するための対策を進めます。

環境サポーターなどとの協働による植生管理や活用を行い、多様な動植物の生息・生育環境づくりに努めます。

農薬や化学肥料の適正な使用の普及啓発などにより、環境保全型農業を進めます。



長糸地区の田園風景

## 2-3 生物多様性の保全

生物多様性とは、生き物や生態系の豊かさを表すもので、すべての生き物が、お互いに関わりあい、様々な環境に合わせて、生存していることを表す言葉です。生物の多様性に関する条約では、生物多様性を、「すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義しています。また、生物多様性には「生態系の多様性」、「種の多様性(種間の多様性)」、「遺伝子の多様性(種内の多様性)」という3つのレベルの多様性が示されています。

市でも、農地・里山や森林の荒廃、保全不足、宅地の開発などによる自然の減少により、生物の多様性が失われつつあります。このため、生物多様性の確保と保全が必要です。

### 基本施策 2-3-1 ……希少な動植物の保護・保全

#### 課題

福岡県の希少野生生物(福岡県レッドデータブック 2001・2011・2014)によると、糸島市内には、希少種として、397種の動植物の生息が確認されており、希少動植物種の保護と生息・生育環境の保全対策が必要です。

農地・里山などの身近な自然が失われつつあり、これらを保全していくことが必要です。

#### 主な取り組み

市民や環境サポーター、小中学校などとの協働により、希少動植物の生息状況の把握や生育環境の保全に努めます。

九州大学などの学術機関と連携して、希少動植物の生息状況についての研究に努めます。

生物多様性を保全するため、県や九州大学などの学術機関や環境サポーターと連携して、糸島市版の地域戦略づくりを進めます。

### 基本施策 2-3-2 ……外来生物の管理

#### 課題

国外や国内の他の地域から、本来の野生動物が持つ移動能力によらないで、人の手によって意図的・非意図的に移入された動植物(外来種)により、在来の生物や植生などの生態系が大きく変化し、農地・里山、河川などの本来の生態系の破壊が懸念されています。

#### 主な取り組み

ブルーギルやオオクチバス(魚類)、オオキンケイギク、アゾラ・クリスタータ(植物)などの特定外来生物の被害及び除去に関する普及啓発を行います。

外来種の生き物をペットとして飼育している人、また、これから飼育しようとする人に対して、逃げないよう適正に管理すること、放棄しないことなどの周知啓発を行います。

## 目標 3

### 歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくる ～古代ロマンを秘めた歴史・文化のまち～

糸島市は、中国の史書「魏志倭人伝」に記された「伊都国」があった地域としても知られ、古代ロマンを秘めたまちです。古くから大陸との玄関口として文化が栄え、農耕が営まれ、自然と調和した歴史的風土・文化が築かれてきました。これらの歴史、文化と自然環境を財産として次代に受け継ぐために、歴史、文化、自然とふれあえ、理解を深める環境づくりを目指します。

#### 施策の方針 3 - 1

##### 歴史的風土・文化の保全

歴史的・文化的な雰囲気醸し出すまちづくりを実現するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 3-1-1: 文化財の保全
- 基本施策 3-1-2: 歴史的景観の保全
- 基本施策 3-1-3: 伝統文化の保存・継承

#### 施策の方針 3 - 2

##### 環境教育・学習、環境保全活動の充実

糸島市の自然、歴史への正確な理解を深め、自発的かつ積極的な保全活動に取り組むために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 3-2-1: 教育と学習の仕組みづくり
- 基本施策 3-2-2: 環境保全活動への参加の仕組みづくり
- 基本施策 3-2-3: 環境保全活動の支援のための財源確保

#### 施策の方針 3 - 3

##### 自然、歴史とのふれあいの推進

糸島市の財産である豊かな自然と、古代より続く歴史・文化に親しむとともに理解を深めるために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 3-3-1: 自然、歴史とふれあう空間の整備
- 基本施策 3-3-2: 自然、歴史とふれあう機会の提供

### 3-1 歴史的風土・文化の保全

糸島市には、市民共有の財産である歴史的文化遺産が多く存在しています。これら遺産の保存保護に努めるとともに、文化財の指定を積極的に推進して、市民が当時の人々と歴史をこえて交流できる歴史的文化遺産の整備活用を進めて行く必要があります。

#### 基本施策 3-1-1 …文化財の保全

##### 課題

市内には史跡をはじめとした様々な文化財が存在しますが、それらの保護・保存・活用が十分になされていません。特に、史跡の整備が不十分なことから、文化財の保存・整備・活用基本計画に基づき、各種文化財の計画的、効率的な保存・活用が求められます。

##### 主な取り組み

文化財の保存・整備・活用基本計画に基づき、各種文化財の計画的、効率的な保存・活用に努めます。

文化財の調査を行い、重要で保護すべき文化財は、市指定を推進し保存に努めます。

国史跡は計画的に用地を買上げ、条件が整ったものから整備を進めます。

国史跡新町支石墓群の用地買収を行い、整備事業を進めます。

伊都国の王都である三雲・井原遺跡の保存のため、国の史跡指定を目指します。

#### 基本施策 3-1-2 …歴史的景観の保全

##### 課題

糸島市は魏志倭人伝に記載された伊都国の時代から長い時間をかけて、景観やまちが形成されてきた歴史があります。しかし、近年、国道 202号に沿って、郊外型ショッピングセンターの建設や住宅の高層化が急速に進み、また、これに伴う商業看板の増加により、歴史的な景観が失われつつあります。

##### 主な取り組み

糸島市内に残る唐津街道などの歴史的街並みの保存のため、県や九州大学などの学術機関や市内の郷土史家と連携して、調査研究を進めます。

所有者の理解と協力を得ながら、歴史的な建築物や景観の保全の取り組みを進めます。

良好な景観の保全・形成を図るため、景観に関する市民の意識醸成に取り組みます。(再掲)

### 基本施策 3-1-3 …… 伝統文化の保存・継承

#### 課題

市内には、神楽をはじめとする伝統芸能や、古くから引き継がれている地域行事などが数多く残っています。それらを調査し、必要に応じて記録し、さらに伝承するため、国・県・市の指定文化財にすることが必要です。

伝統芸能の中で、高祖神楽(県指定)、福井神楽(市指定)が無形文化財として伝承されており、これらを後世に伝承していくための後継者の育成・支援が求められます。

#### 主な取り組み

文化財の調査を行い、重要で保護すべき文化財は、市指定を推進し、保存に努めます。(再掲) 保存会等の団体の運営を支援するとともに、後継者の育成支援をします。

各種の媒体を利用して、神楽をはじめとする伝統芸能をPRします。

## 3-2 環境教育・学習、環境保全活動の充実

市が目指す環境の姿「豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち いとしま」の実現のためにも、より多くの市民、事業者などが、環境教育や環境保全活動に取り組み、自然の仕組みや人の生活、経済活動などが環境に及ぼす影響などに関心と理解を深めることで、糸島の「環境力」を高めていきます。

### 基本施策 3-2-1 …… 教育と学習の仕組みづくり

#### 課題

豊かな自然とのふれあいを通じて、市の環境だけでなく地球全体の環境にも思いをめぐらせ、より良い環境を次代に継承していくよう、自然を大切する意識を育み、活動意欲につなげていく必要があります。

環境に対する学びの機会づくり、場所づくり、人づくりなど、市民や環境サポーターと協働した基盤づくりを進めていく必要があります。

市民が環境学習を受ける機会が、校区公民館での講座や市の出前講座に限られています。また、環境に関する人材を十分に生かされていないことから、各年齢層に対応した環境学習内容とは言えない状況です。

学校での環境教育、学習の定着、充実のための取り組みが必要です。

#### 主な取り組み

九州大学などの学術機関、市民や環境サポーターとの協働により、多様な年齢層の市民が受けることのできる総合的な環境教育、学習プログラムを作成し提供していきます。

市民や事業者などの理解や意欲の増進を促すために、情報の収集、提供に努めます。

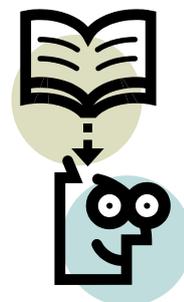
市民や事業者などへの環境学習に取り組みやすい機会づくりや場所づくりに努めます。

小中学校や関係行政機関、環境サポーターなどと協働して、学習プログラムへの環境教育の導入・推進に努めます。

学校教育において、子どもたちと自然とのふれあいを進めます。

家庭の環境負荷の状況を理解し、負荷の少ないライフスタイルの向上を図るため環境家計簿の取り組みを進めます。

各種イベントを通じて市民の環境に対する関心を高めます。



### 基本施策 3-2-2 ……環境保全活動への参加の仕組みづくり

#### 課題

春・秋の環境美化行動には、延べ5万人、ラブアースクリーンアップには1千人を超える市民や事業者などの参加がありますが、他の環境保全・創造に関する取り組みへの参加は、まだまだ、特定の市民や団体が多く、参加層を広げていく必要があります。

#### 主な取り組み

市内の環境関係団体で構成する環境ボランティアネットワーク(平成26年度設立)への参加を促すとともに、加盟団体の活動を支援し、環境保全活動の推進を図ります。

環境ボランティアネットワークと協働して、環境イベントの開催や啓発活動に取り組みます。

### 基本施策 3-2-3 ……環境保全活動の支援のための財源確保

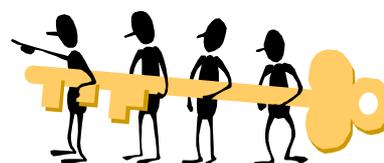
#### 課題

環境保全活動を行うためには、財源の確保が必要です。しかし、市の財源も限られていることから、新たな環境保全・創造に取り組むうえで、十分な財源を確保する方法を検討する必要があります。

#### 主な取り組み

環境の保全・創造への取り組みを図るために、財源の確保を進めていくとともに、国や県など関係機関の制度活用についての研究に努めます。

環境の保全・創造への取り組みを支援するため、市民や事業者、環境サポーターに対して、国や県、財団、企業などの補助制度の紹介や情報提供を行います。



### 3-3 自然、歴史とのふれあいの推進

身近な自然を愛する心を育成するために、自然や生き物とふれあう空間や機会を増やします。また、郷土を愛する心を育成するために、地域の歴史や文化にふれる機会を増やします。特に、子どもたちが安全に自然や生き物とふれあい、命の尊さや自然の美しさを学ぶ空間や機会を増やすとともに、子どもたちにも理解しやすい、歴史展示や歴史講座の機会を増やしていきます。

#### 基本施策 3-3-1 …自然、歴史とのふれあう空間の整備

##### 課題

平成26年度の都市公園整備状況によると、告示している街区公園などの都市公園面積は、市民一人当たり5.01 m<sup>2</sup>/人で、運動公園や農業公園等を含めても6.59 m<sup>2</sup>/人と、県平均(9.43 m<sup>2</sup>/人・平成25年度)の70%となっています。

市内には、玄海国定公園や背振雷山県立自然公園があり、これらを保全・活用しながら、多くの市民が自然とふれあえる環境を創出する必要があります。

市内には、井原山自然歩道や怡土城周回歩道、森林公園真名子木の香ランド、瑞梅寺山の家、笹山公園など、自然とのふれあい空間が多くあります。これらをもっと市民に知ってもらい、活用してもらい必要があります。

平原遺跡や怡土城跡をはじめとする史跡(13か所)、芥屋大門、大悲王院の楓などの天然記念物(8か所)、白糸の滝に代表される名勝(4か所)など、自然や歴史的資源が多く点在しています。これらを、自然、歴史とのふれあい空間として、もっと活用していく必要があります。

##### 主な取り組み

自然遊歩道の保安全管理や誘導標識の整備などを行い、市民が分かりやすく散策できる環境づくりに努めます。

県や小中学校、環境サポーターなどと連携・協働して、自然や歴史とふれあえる行事を増やしていきます。

農家や環境サポーターなどと協働し、農地を利用した景観形成作物(レンゲ・ヒマワリ・コスモス等)の栽培を行いながら、緑とのふれあい空間づくりを進めます。

地域や環境サポーターなどと協働して、自然・歴史的資源を生かした自然とのふれあい空間づくりを進めます。

市内の自然遊歩道や自然とのふれあい施設などの利用を進めるため啓発を行います。

自然や歴史的資源を拠点として結び、広範囲の地域を散策できるルートづくりを進めます。

農力を育む基本計画や農村環境計画、森林整備計画などに基づいて緑とのふれあい空間づくりを進めます。



### 基本施策 3-3-2 …自然、歴史とふれあう機会の提供

#### 課題

市民農園(13か所:1,458区画)や農水産物直売所(19か所)など、市内での自然とのふれあい機会は数多くあります。また、自然・歴史的資源や文化遺産も市内に多く点在しています。これらをもっと市民に知ってもらい、より多くの人に、これらの資源とふれあうことのできる機会の提供方法を見直していく必要があります。

#### 主な取り組み

学校や環境サポーターなどとの連携・協働し、自然の中での体験学習を充実していきます。

自然とのふれあいを求める市民の増加に合わせ、市民農園の充実に取り組み、遊休農地などで土や緑とふれあう機会を増やしていきます。

グリーンツーリズムやブルーツーリズムなどの農林漁業体験、山歩きを充実させ、農業や林業、漁業に対する理解とふれあいの機会を増やしていきます。

文化財の保存・整備・活用基本計画に基づき、各種文化財の計画的、効率的な保存・活用に努めます。(再掲)

伊都国歴史博物館を拠点に、展示事業や歴史講座を開催し、史跡めぐりなど参加型講座の充実を図ります。



雷山千如寺大悲王院の楓

## 目標 4

### 安全・安心な生活環境をつくる

～健やかに暮らせる優しいまち～

市民が元気で安心して暮らせるかどうかは、公害や環境汚染がなく、きれいな水や空気が保たれ、清々しく生活ができる地域の美化が実現されているかにかかっています。また、もしもの自然災害により発生が予測される大量の災害廃棄物の処理対策も考えておくことも必要です。これらを踏まえ、子どもから高齢者までみんなが快適で住みよいまちづくりを実現するため、市民がいつまでも健康で暮らすことができる安全・安心な生活環境が保たれたまちづくりを目指します。

#### 施策の方針 4 - 1

##### 地域美化の推進

地域の美化を推進し、安心して快適な生活環境を実現するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 4-1-1: 不法投棄対策
- 基本施策 4-1-2: ペットの適正な飼育と管理
- 基本施策 4-1-3: 空き地・空き家などの管理対策
- 基本施策 4-1-4: 協働による地域美化の推進

#### 施策の方針 4 - 2

##### 生活環境の保全

公害や環境汚染による健康への影響を防止するとともに、災害に対応したごみ処理対策を構築して、命と健康が損なわれない安全な生活環境を維持するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 4-2-1: 安全な水の供給
- 基本施策 4-2-2: 大気の保全
- 基本施策 4-2-3: 騒音・振動・悪臭対策
- 基本施策 4-2-4: 自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策



#### 4-1 地域美化の推進

不法投棄対策や空き地の管理対策、ペットのふん対策など、地域の美化に取り組み、美しいまちづくりを進めます。

##### 基本施策 4-1-1 …不法投棄対策

###### 課題

市内でも、山間地域や農地、海岸などでの不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄が多い地域では、市が行う環境パトロールや林道パトロールによる巡回を行っていますが、地域での監視体制の確立や巡回の強化など、さらなる不法投棄対策が必要です。

###### 主な取り組み

糸島市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例に基づき、不法投棄対策を強化します。

市が行う環境パトロールや林道パトロールによる山間地域の監視体制の強化に努めるほか、海岸地域の監視体制についても研究を進めます。

市民や事業者、地域、環境サポーター、不法投棄監視ネットワーク(市内巡回監視協力事業所)などとの協働により、不法投棄監視に努めます。

不法投棄防止のために、広報やホームページなどの媒体を利用して啓発を行います。

##### 基本施策 4-1-2 …ペットの適正な飼育と管理

###### 課題

近年、飼い主のマナー低下に伴い、飼育やふん尿処理に関する苦情件数も増加しています。人とペットがともに生きるためにも、適正な飼育と管理方法についての周知徹底が必要です。

###### 主な取り組み

飼い主によるペットの適正な飼育とふん尿処理などの指導や徹底をさらに進めます。

適正な飼育と管理方法について、広報やホームページなどにより啓発を強化します。

ペットを飼育している人やこれから飼育しようとする人に対して、犬や猫などの不要な出産を防ぐ措置、死亡時の処理方法などに関する周知・啓発を行います。

捨て猫、捨て犬を減らすために、県糸島保健福祉事務所と連携して、広報やホームページなどにより啓発を行います。

福岡県動物愛護推進協議会糸島支部と連携し、しつけ教室の開催、市民や動物愛護ボランティア(糸島アニマルサポート)との協働による啓発活動の実施などを通して、ペットの適正な飼育と管理の徹底を呼びかけます。

#### 基本施策 4-1-3 …空き地・空き家などの管理対策

##### 課題

市内には多くの空き地や空き家が点在し、雑草の刈り取りに関する苦情が年々増加しています。住宅開発時に購入された土地や建物が、所有者の経済的事情や遠隔地居住などにより、利用されずに放置されたり、所有者の高齢化により放置されたりして、管理が不十分な空き地や空き家が増えています。

名義変更未登記や相続放棄などにより、空き地や空き家の所有者が判明しない事例が増えています。

家屋の解体には多額の費用がかかることや、住宅用地の特例措置により、住宅の敷地として利用されている土地は固定資産税が軽減されることから、空き家が解体されずに放置されたままとなっている事例が増えています。

##### 主な取り組み

糸島市あき地等の管理及び環境保全に関する条例に基づき、空き地や空き家の雑草処理など、土地所有者による適正な管理の徹底をさらに進めます。

空き地や空き家の所有者と民間刈り取り業者との間での継続契約を推進し、これらの適正管理を図ります。

空き地や空き家の適正管理の向上のために、広報やホームページなどの媒体を利用して周知啓発を行います。

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成27年5月完全施行)に基づき、市内の空き家等の情報収集を行い、併せて、空家等対策計画を策定し、空き家等及びその跡地の活用促進や、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)に沿って、所有者への助言や指導、勧告などを行いながら、空き家の適正管理を進めます。

#### 基本施策 4-1-4 …協働による地域美化の推進

##### 課題

行政区を中心に、春・秋の年2回、また、地域によっては定期的に環境美化活動が行われており、市街地を中心にした地域では徐々に美化が進んでいます。

区域が広い行政区や農村地域の行政区などは、清掃範囲が広く美化活動の手が回らないところもあります。

様々な団体による地域美化活動や啓発活動も行われていますが、単発的な取り組みが多く、継続した取り組みに転換していく必要があります。

マナーの悪化に伴う道路や空き地へのポイ捨ても多く、地域環境を汚す原因にもなっています。市内の産業廃棄物処理場やその周辺の地域環境の保全に注意する必要があります。

### 主な取り組み

地域の美化に取り組む場所や時期、役割分担などを明確にし、市民、事業者、地域、環境サポーターなどと協働した地域の環境美化活動の充実・活性化を推進します。

公園や海岸、観光地などの利用者に対するごみの持ち帰り運動を進めます。

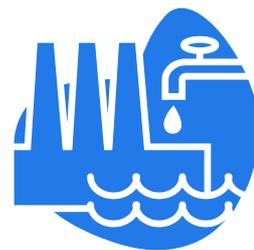
地域の美化やマナー向上ために、広報やホームページなどの媒体を利用して啓発を行います。

市街地や駅周辺における「路上禁煙区域」の指定についての調査研究に努めます。

県筑紫保健福祉環境事務所と連携しながら、産業廃棄物処理場などの監視と指導を行います。

## 4-2 生活環境の保全

私たちの生活は、大気や水、音や振動、臭いなどの環境要素と密接な関わりがあります。また、科学技術の発展に伴い、事業活動やライフスタイルが大きく変わってきました。これらは、時として大気や水質の汚染、騒音、振動、悪臭など、人の健康や生活を損なう問題になるとともに、私たちが直面する環境リスクとして捉えられます。さらに、台風や地震、集中豪雨などの自然災害に伴い発生が予測される災害廃棄物や災害時の生活ごみなどの処理対策も必要です。これらの生活環境に関わる問題を発生させないためにも、安全な水の供給や大気環境の保全、災害発生時のごみ処理体制の整備などに取り組み、身近な生活環境の保全を進めます。



### 基本施策 4-2-1 …安全な水の供給

#### 課題

安全な水を供給するために、水源、河川、浄水場及び給水栓までの水質状況を把握し、安全かつ清浄な水道水の供給に努めるため、糸島市水質検査計画に基づき、水質検査や水質汚濁防止のための定期的な清掃や浄化などと並行して監視を続ける必要があります。

糸島市では、瑞梅寺ダムと福岡地区水道企業団から上水を受水していることから、関係機関と連携した安全な水の供給に努める必要があります。

糸島市の給水普及率(79.5%)が福岡県の平均(93.8%)より低いことから、より多くの市民に、安全な水を安定的に供給する必要があります。

#### 主な取り組み

糸島市水質検査計画の基本方針に基づき、安全な水の供給に努めます。

水を大切に、健全な水循環を確保するため、水源涵養機能を持つ森林や農地の保全、日常的な節水行動の推進などにより、限りある水資源を大切に利用します。

## 基本施策 4-2-2 ……大気の保全

### 課題

糸島市では、大規模な工業団地や交通渋滞箇所もなく、地域的な大気汚染は発生していません。しかし、糸島の豊かな自然から生み出されるさわやかな空気を保つための取り組みが必要です。福岡県環境白書によると、一般環境大気測定局(福岡地区)の測定結果では、二酸化硫黄、二酸化窒素は環境基準を満たしていますが、光化学オキシダントや微小粒子状物質 PM2.5 は、県内すべての測定局で環境基準を超えている時期があることから、市民の健康被害を防止するための取り組みが必要です。

剪定くずや家庭ごみの野焼き、自家焼却に対する苦情が後を絶たないことから、継続的な指導や啓発を行う必要があります。

県内や市内の環境放射能の水準や空間放射線量率、市内に設置されたモニタリングポストのなどを、市民に知ってもらう取り組みが必要です。

### 主な取り組み

大気汚染状況などの継続的な調査結果を収集し、実態把握と情報提供に努めます。

野焼きや自家焼却の禁止を徹底するとともに、指導、啓発を積極的に行います。

市民の健康被害を防ぐために、光化学オキシダントや微小粒子状物質 PM2.5 に関する周知啓発を行います。

光化学オキシダント注意報や微小粒子状物質 PM2.5 の注意喚起が出されたときは、市民の健康被害を防ぐために、防災無線や防災メールなどにより、速やかに市民への周知を行います。

福岡県の「ふくおか放射線・放射能情報サイト」を、広報やホームページで紹介します。

低燃費・低公害車の導入支援など、環境に配慮した自動車利用に関する啓発を行います。

二酸化炭素の排出抑制と公共交通機関の利用促進を図るために、ノーマイカーデー運動を進めます。(再掲)

### 基本施策 4-2-3 ……騒音・振動・悪臭対策

#### 課題

典型7公害(大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭)のうち、糸島市に委任された騒音・振動・悪臭については、市民の健康や生活環境に被害をもたらす事例は少ないものの、都市化により宅地が広がる中で、混住地域での畜産による悪臭や近隣騒音などの苦情が発生しています。

産業公害の発生源となるような工場や施設はありませんが、引き続き、関係法令に基づいた適切な監視が必要です。

#### 主な取り組み

関係法令に基づき、騒音・振動・悪臭について適切に監視します。

農地への家畜ふん尿散布に対する適正な使用方法を指導・啓発します。

九州大学などの学術機関と連携して、家畜ふん尿のバイオマス利活用の調査研究を進めます。

### 基本施策 4-2-4 ……自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策

#### 課題

台風や地震、集中豪雨などの自然災害により、大量発生が予測される災害廃棄物や災害時の生活ごみの処理対策が必要です。

自然災害に伴う災害廃棄物の発生場所や状況などの情報を速やかに把握する必要があります。

#### 主な取り組み

自然災害が発生したときには、糸島市地域防災計画に基づいて迅速に情報の収集を行い、災害廃棄物の処理を行います。

県や九州大学などの学術機関と連携し、自然災害時の生活ごみやし尿、災害廃棄物の対応について、調査研究を行います。

自然災害により、一時的に大量に発生した災害廃棄物の収集・処理体制を確立するため、災害廃棄物の処理・処分計画を作成します。

自然災害に伴う、市民のし尿収集・処理体制を確立するため、災害時のし尿収集・処理計画を作成します。

## 目標 5

### 協働の仕組みをつくる

～市民参加で環境との好循環を創造するまち～

豊かな自然や古代ロマンを偲ばせる自然・歴史的資源や文化遺産に恵まれた魅力あふれる糸島市が、明るさや新鮮さを失わないようにするためには、市民の「郷土を愛し・守り・育てる」という強い意思による協働のまちづくりが必要です。

協働のまちづくりの仕組みを地域に根付かせることで、市民が環境改善の効果を実感し、それがさらに環境意識を高揚させ、より良い環境が実現される「人と環境との好循環」が生まれることにつながります。

#### 施策の方針 5 - 1

##### 協働の仕組みづくり

誰もが気軽に参加し、継続的に取り組めるようにするために、以下の基本施策を展開します。

基本施策 5-1-1: 地域連携の推進

基本施策 5-1-2: 協働の拠点づくり

#### 施策の方針 5 - 2

##### 環境情報の共有

協働した環境づくりの実践に必要な環境情報の共有と環境意識の高揚を図るために、以下の基本施策を展開します。

基本施策 5-2-1: 環境情報の整備・発信

#### 施策の方針 5 - 3

##### 人材の育成と活用

人と環境との好循環を継続させるとともに必要な人材の育成を図るため、以下の基本施策を展開します。

基本施策 5-3-1: 環境サポーターや環境リーダー、ボランティアの育成

基本施策 5-3-2: 未来を担う子どもたちの育成

## 5-1 協働の仕組みづくり

効果的な協働の仕組みづくりを進めるためには、環境に関する様々な施策について、市民や事業者などが十分に理解できるよう情報提供を行うことが重要です。また、計画づくりや実践活動への参加の機会を充実させるとともに、各主体の役割を明確にしていくことで、それぞれの連携が生まれてきます。さらに、市民が主体的な活動を展開できるよう、環境サポーターや市民グループなどのボランティア活動が、市民全体の自覚につながるようにすることが大切です。

### 基本施策 5-1-1 …地域連携の推進

#### 課題

糸島市の人口は約10万人、そのうち65歳以上の老年人口が約26%となっており、少子高齢化により人口構造が大きく変化しています。

都市化の進展に伴い、近所のつながり(地域コミュニケーション)が希薄化し、自治会への未加入者が増加している行政区も見受けられます。

#### 主な取り組み

美化活動をはじめとする地域活動を積極的に支援し、地域コミュニケーションの場づくりや意識の醸成を図ります。

高齢者の生きがいづくり、健康づくり、コミュニケーションづくりの場として、地域の美化活動を軸にした取り組みを進めます。

九州大学などの教育研究機関と環境講座などを開催し、市民、事業所、環境サポーターなどとの新たな連携を創出します。

環境ボランティアネットワーク(平成26年度設立)への参加を促すとともに、加盟団体の活動を支援し、環境保全活動の推進を図ります。(再掲)

### 基本施策 5-1-2 …協働の拠点づくり

#### 課題

少子高齢化の進行により、単独の行政区として現状の地域活動を維持することが困難となる自治会の発生が予測されます。

環境サポーターや環境ボランティアなど相互の情報交換の機会と場の提供が必要です。

#### 主な取り組み

高齢化に対応した新たな地域活動の検討を行い、展開していきます。

糸島市NPO・ボランティアセンター(こらぼ糸島)を活用し、環境サポーターや環境ボランティアが集える場づくりに努めます。

## 5-2 環境情報の共有

協働によるより良い環境づくりを進めていくためには、各主体が共通の目標に向かって活動に取り組むことが重要です。そのため、広く環境情報を共有できる仕組みづくりが求められます。

### 基本施策 5-2-1 ……環境情報の整備・発信

#### 課題

環境活動に必要な情報が、国や県、市、環境サポーター、事業者などの各主体から発信されており、必要な情報の収集や所在が分かりにくく、共有化されていません。

身近に環境情報を収集できる場所や環境について学ぶ場所が整備されていません。

#### 主な取り組み

市の環境の現状や環境ボランティアの活動状況、イベントなどのに関する情報などを集めた環境情報サイト構築の研究を進めます。

九州大学などの学術機関と連携して、環境情報の収集・提供に努めます。

環境ボランティアネットワーク(平成26年度設立)への参加を促すとともに、加盟団体の活動を支援し、環境保全活動の推進を図ります。(再掲)

環境情報に関して、九州大学、市教育委員会(市立図書館)と連携・協力しながら機能の充実と整備に努めます。

重要な環境施策に関してパンフレットなどを作成し、普及啓発に努めます。



## 5-3 人材の育成と活用

環境の保全・創造の取り組みを継続して進めるためには、取り組みの先頭に立って指導する人(リーダー)、それを支援・協力する人(ボランティア)が必要です。そのために、子どもたちや団塊の世代の人たち、高齢者などを中心に、人材の育成と活用を進めます。

### 基本施策 5-3-1 ……環境サポーターや環境リーダー、ボランティアの育成

#### 課題

環境力の充実を図るためには、豊富な経験や知識を持った団塊の世代の人たちや高齢者たちに対し、「生きがいづくり・健康づくり」のひとつとして、環境の保全・創造の取り組みを支援し、その力を生かしていく必要があります。

環境の保全・創造の取り組みを定着させるためには、取り組みの中心となる人材が必要です。そのため、環境サポーターや環境リーダー、ボランティアの育成・支援をはじめ、その人材を広く紹介する仕組みも必要です。

### 主な取り組み

環境の保全・創造の取り組みを先頭に立って指導、支援する環境サポーターや、これら活動を行う環境リーダー、ボランティアの育成・支援を図ります。

環境サポーターや環境リーダー、ボランティアに、糸島市ボランティア派遣事務局や糸島市NPO・ボランティアセンター(こらぼ糸島)に登録してもらい、ボランティア派遣事業を活用して活躍の場を広げます。

既存の環境サポーターと協働して、環境リーダーの養成とボランティアの拡大を図るとともに、活躍できる機会を提供します。

環境の保全・創造に関するボランティア情報の充実、ボランティアグループ設立の支援など、団塊の世代の人たちや高齢者の活躍の場所づくりを支援します。

新たに環境の保全・創造に貢献したいと考えているグループや団塊の世代の人たち、高齢者などが、環境学習に取り組める機会を増やしていきます。

### 基本施策 5-3-2 ……未来を担う子どもたちの育成

#### 課題

学校での環境教育、学習の定着、充実のための取り組みが必要です。

子どもたちの自発性を育てるためにも、子どもたちが自ら考え、環境の保全・創造に取り組むことができる仕組みづくりが必要です。

### 主な取り組み

県や九州大学などの教育研究機関、環境サポーターなどと協働して、環境教育・学習プログラムの提供や環境リーダー、ボランティアの紹介などを行い、学校における環境教育・学習の定着、充実に努めます。

子どもたちが主催する環境に関する行事を支援します。

水辺の教室や自然観察会などを通して、生物多様性や環境保全意識の向上を図ります。



## 第3部 目標実現に向けた具体的な取り組み

本計画に掲げた5つの目標を達成していくために、基本となる施策に達成期間を設け、効果的に推進していきます。また、達成期間については、次の4期間を設定します。

- 1)短期: 施策の実現に向けて、早急かつ重点的に取り組むもの(概ね3年)
- 2)中期: 施策の実現に向けて、長期総合計画や個別計画等に沿って取り組むもの(概ね5年)
- 3)長期: 施策の実現に向けて、調査・検討を重ねながら取り組むもの(概ね10年)
- 4)継続: 目標の達成期間を設定しないで、継続して取り組むもの(期間設定なし)

5つの目標の施策体系及び達成期間

5つの目標	施策の方針	基本となる施策	目標達成期間
1. 地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する ~ 住みよい環境を未来につなくまち ~	1. 3R・廃棄物の適正処理の推進	1. ごみの減量(Reduce)	短期
		2. 再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進	短期
	2. 低炭素社会実現の推進	3. ごみの分別・収集システムの見直し	中期
		1. 省エネルギー型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換	中期
3. 再生可能エネルギー等の導入	2. 交通における省エネルギー対策の推進	長期	
	1. 再生可能エネルギー設備等の導入推進	中期	
4. 緑の管理と創出	2. 再生可能エネルギー等の利用に関する研究と支援	中期	
	1. 緑に関する計画の策定及び緑化事業の推進	継続	
2. 糸島に息づく自然環境を保全・再生する ~ 豊かな自然を守り育てるまち ~	1. 多様な自然環境の保全	1. 海岸・松林の保全	継続
		2. 森林の保全	中期
		3. 河川・ため池の保全	長期
		4. 農地・里山の保全	中期
	2. 豊かな自然の再生	1. 河川・ため池の水質の改善	長期
		2. 森林・農地・里山の再生	中期
3. 生物多様性の保全	1. 希少な動植物の保護・保全	長期	
	2. 外来生物の管理	継続	
3. 歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくる ~ 古代ローマを秘めた歴史・文化のまち ~	1. 歴史的風土・文化の保全	1. 文化財の保全	中期
		2. 歴史的景観の保全	中期
		3. 伝統文化の保存・継承	中期
	2. 環境教育・学習、環境保全活動の充実	1. 教育と学習の仕組みづくり	中期
		2. 環境保全活動への参加の仕組みづくり	長期
		3. 環境保全活動の支援のための財源確保	継続
	3. 自然、歴史とのふれあいの推進	1. 自然、歴史とふれあう空間の整備	長期
		2. 自然、歴史とふれあう機会の提供	長期
		1. 不法投棄対策	継続
4. 安全・安心な生活環境をつくる ~ 健やかに暮らせる優しいまち ~	1. 地域美化の推進	2. ペットの適正な飼育と管理	継続
		3. 空き地・空き家などの管理対策	継続
		4. 協働による地域美化の推進	継続
		1. 安全な水の供給	継続
	2. 生活環境の保全	2. 大気の保全	長期
		3. 騒音・振動・悪臭対策	継続
		4. 自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策	中期
		1. 地域連携の推進	長期
5. 協働の仕組みをつくる ~ 市民参加で環境との好循環を創造するまち ~	1. 協働の仕組みづくり	2. 協働の拠点づくり	中期
		1. 環境情報の共有	中期
	3. 人材の育成と活用	1. 環境サポーターや環境リーダー、ボランティアの育成	中期
2. 未来を担う子どもたちの育成		中期	

## 第1章 目標別の計画指標及び数値目標の設定の目的

### 1. はじめに

本計画に示す目標や様々な取り組みは、第1次糸島市長期総合計画の期間に合わせ、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までの10年間です。その中で取り組む目標別の計画指標及び数値目標は、糸島市が目指す環境の姿「豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力のあるまち いとしま」の実現に向けて、市が掲げる5つの目標の中で、環境課題解決のために、優先して取り組む施策や事業につなげていくために示したものです。

また、計画指標及び数値目標の達成期間は、長期総合計画(後期基本計画)や他の計画などとの整合を図るために、原則、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、当初の計画に掲げた現状値の検証、見直しを行い、これを基準にして数値目標を設定し、目標達成を図ります。

さらに、環境を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、環境審議会において、目標の進捗状況を1年ごとに点検、評価を行い、それに基づき、5年後に新たな計画の策定と、目標項目や数値などを見直していきます。

### 2. 計画指標及び数値目標の位置づけとねらい

計画指標及び数値目標は、糸島市の環境の現状や課題、地域特性などを踏まえ、本計画で掲げる環境施策の中でも重点的に取り組んで目指す環境の姿を実現していくためのものです。また、目標達成のための施策や事業の実施にあたっては、各主体が協働して取り組みを進め、目指す環境の姿の実現性を高めていきます。

糸島市が目指す環境の姿を実現するための5つの目標

1. 地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する
2. 糸島に息づく自然環境を保全・再生する
3. 歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくる
4. 安全・安心な生活環境をつくる
5. 協働の仕組みをつくる

目指す環境の姿の実現のため重点的に取り組むべき施策を抽出

目標値を明示した事業

(市民・事業者・環境サポーター・九州大学・関係機関・市が連携、協働して実施)

重点的に推進

糸島市が目指す環境の姿

「豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち いとしま」

主な事業の位置づけとねらい

## 第2章 目標別の計画指標及び数値目標

### 1. 地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する ～住よい環境を未来につなぐまち～

地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現するための計画指標と目標値を示します。

#### 目標1：地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する

施策の方針	計画指標	基準値	目標値	所管課
1-1 3R・廃棄物の 適正処理の推進	クリーンセンターへの ごみ搬入量	29,954 トン (H26 年度)	28,400 トン (H32 年度)	生活環境課
	市民の1人1日当たりの ごみの排出量	792 g (H26 年度)	750 g (H32 年度)	生活環境課
	ごみの資源化率	26.0 % (H26 年度)	30.0 % (H32 年度)	生活環境課
	段ボールコンポスト 補助基数	2,863 個 (H26 年度)	3,837 個 (H32 年度)	生活環境課
	エコショップ登録店	- (H26 年度)	30 店 (H32 年度)	生活環境課
	行政区内資源回収拠点 設置箇所数	44 か所 (H26 年度)	60 か所 (H32 年度)	生活環境課
	ごみの減量やリサイクルの取組を心掛 けている市民の割合(市民満足度調査)	79.7 % (H26 年度)	90.0 % (H32 年度)	生活環境課
1-2 低炭素社会実現 の推進	糸島市内の 二酸化炭素排出量	628 千トン (H24 年度)	552 千トン (H32 年度)	生活環境課
	公共施設等の 二酸化炭素排出量	18,263 トン (H26 年度)	17,319 トン (H32 年度)	管財契約課
	地産地消を意識し購入している 市民の割合(市民満足度調査)	69.5 % (H26 年度)	72.0 % (H32 年度)	農業振興課
	地産地消販売額 (直売所販売額)	53 億円 (H26 年度)	55 億円 (H32 年度)	農業振興課
	「地産地消応援団」 店舗数	102 店舗 (H26 年度)	120 店舗 (H32 年度)	農業振興課
1-3 再生可能エネル ギー等の導入	住宅用太陽光発電 買取件数	2,772 件 (H26 年度)	3,500 件 (H32 年度)	生活環境課
	公共施設へのクリーンエネル ギー設備導入施設数	16 施設 (H26 年度)	21 施設 (H32 年度)	生活環境課

	防犯灯の LED 導入基数	743 基 (H26 年度)	5,378 基 (H32 年度)	危機管理課
	エコカー公用車の 導入台数	3 台 (H26 年度)	5 台 (H32 年度)	管財契約課
	水素ステーションの 誘致箇所数	0 箇所 (H26 年度)	1 箇所 (H32 年度)	生活環境課
	節電や省エネを心がける市民 の割合(市民満足度調査)	80.2 % (H26 年度)	85.0 % (H32 年度)	生活環境課

## 2. 糸島に息づく自然環境を保全・再生する

### ～豊かな自然を守り育てるまち～

糸島に息づく自然環境を保全・再生するための計画指標と目標値を示します。

#### 目標 2：糸島に息づく自然環境を保全・再生する

施策の方針	計画指標	基準値	目標値	所管課
2-1 多様な自然環境 の保全	荒廃森林整備面積	1,060 ha (H26 年度)	1,560 ha (H32 年度)	農林土木課
	木の駅「伊都山燦」の 木材集荷量	2,600 トン/年 (H26 年度)	6,000 トン/年 (H32 年度)	農林土木課
	広葉樹の森の整備面積	18,430 m <sup>2</sup> (H26 年度)	22,500 m <sup>2</sup> (H32 年度)	農林土木課
	水源涵養保安林等の 指定区域拡大	3,539 ha (H26 年度)	3,590 ha (H32 年度)	農林土木課
	担い手への農地集積率	51 % (H26 年度)	56 % (H32 年度)	農業振興課
	水質調査箇所数	99 箇所 (H26 年度)	100 箇所 (H32 年度)	生活環境課
	河川の平均 BOD 値	1.0 mg/ℓ (H26 年度)	2.0 mg/ℓ以下 (H32 年度)	生活環境課
	市街地や公園など生活環境 に満足している市民の割合 (市民満足度調査)	17.2 % (H26 年度)	18.0 % (H32 年度)	都市整備課 施設管理課
2-2 豊かな自然の再生	景観について市民の意識醸成 のための研修会などの開催回数	0 回 (H26 年度)	3 回 (H32 年度)	都市計画課
	汚水処理人口普及率	88.1 % (H26 年度)	93.0 % (H32 年度)	下水道課

	農家戸数	2,145 戸 (H26 年度)	2,040 戸 (H32 年度)	農業振興課
	認定農業者数 (経営体数)	368 経営体 (H26 年度)	380 経営体 (H32 年度)	農業振興課
	ふくおかエコ農産物 認証制度認定者数	28 戸 (H26 年度)	30 戸 (H32 年度)	農業振興課
	新規就農者数 (平成 22 年度以降)	83 人 (H26 年度)	150 人 (H32 年度)	農業振興課
	耕作放棄地の 再生利用面積	6 ha (H26 年度)	48 ha (H32 年度)	農業委員会
	広葉樹林化 実施箇所数	6 箇所 (H26 年度)	16 箇所 (H32 年度)	農林土木課
	森林の間伐面積	917 ha (H26 年度)	1,770 ha (H32 年度)	農林土木課
	松林保全アダプト制度の 登録団体数	9 団体 (H26 年度)	20 団体 (H32 年度)	農林土木課
2-3 生物多様性の保全	生物多様性 地域戦略の策定	未策定 (H26 年度)	策定 (H32 年度)	生活環境課

### 3 . 歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくる ～古代ロマンを秘めた歴史・文化のまち～

歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくるための計画指標と目標値を示します。

#### 目標 3 : 歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくる

施策の方針	計画指標	基準値	目標値	所管課
3-1 歴史的風土・ 文化の保全	怡土城跡保存修理工事の 実施箇所数	2 箇所 (H26 年度)	8 箇所 (H29 年度)	文化課
	新町支石墓群 買上比率	78 % (H26 年度)	100 % (H28 年度)	文化課
	神楽の保存団体数	2 団体 (H26 年度)	2 団体 (H32 年度)	文化課
	無形の文化財の指定件数	6 件 (H26 年度)	10 件 (H32 年度)	文化課
3-2 環境教育・学習、 環境保全活動の 充実	環境学習プログラム数	1 件 (H26 年度)	2 件 (H32 年度)	生活環境課
	環境家計簿 登録者数	385 世帯 (H26 年度)	445 世帯 (H32 年度)	生活環境課

	環境ボランティア団体向け 学習会の開催	0回 (H26年度)	1回 (H32年度)	生活環境課
	環境イベントの開催	1回 (H26年度)	2回 (H32年度)	生活環境課
	食育に関する 農業体験事業数	28事業 (H26年度)	25事業 (H32年度)	農業振興課
	学生のための食農事業数	2事業 (H26年度)	5事業 (H32年度)	農業振興課
	市民1人当たりの 公園面積	6.59㎡ (H26年度)	6.75㎡ (H32年度)	都市整備課 施設管理課
3-3 自然、歴史との ふれあい推進	自然歩道の整備延長	約41.2km (H26年度)	約42.6km (H32年度)	シティセールス課

#### 4. 安全・安心な生活環境をつくる ～健やかに暮らせる優しいまち～

安全・安心な生活環境をつくるための計画指標と目標値を示します。

##### 目標4：安全・安心な生活環境をつくる

施策の方針	計画指標	基準値	目標値	所管課
4-1 地域美化の推進	春と秋の美化活動への 参加者数	42,641人 (H26年度)	46,500人 (H32年度)	生活環境課
	市の環境パトロール ごみ回収量	94ト (H26年度)	80ト (H32年度)	生活環境課
	不法投棄防止監視ネットワーク 協力団体数	23団体 (H26年度)	30団体 (H32年度)	生活環境課
	犬のしつけ方教室の 開催数	年1回 (H26年度)	年3回 (H32年度)	生活環境課
	空き地管理に関する 指導件数	約409件 (H26年度)	約330件 (H32年度)	生活環境課
4-2 生活環境の保全	糸島市は住みやすいと思う 市民の割合(市民満足度調査)	70.2% (H26年度)	77.0% (H32年度)	生活環境課
	野焼きの苦情件数	約42件 (H26年度)	約30件 (H32年度)	生活環境課

	水道水の利用に不安を抱えている市民の割合 (市民満足度調査)	8 % (H26 年度)	5 % (H32 年度)	水道課
	給水普及率	79.5 % (H26 年度)	86.4 % (H32 年度)	水道課
	災害廃棄物の処理・処分計画の作成	未作成 (H26 年度)	作成 (H32 年度)	生活環境課
	災害時し尿収集・処理計画の作成	未作成 (H26 年度)	作成 (H32 年度)	生活環境課

## 5. 協働の仕組みをつくる

### ～市民参加で環境との好循環を創造するまち～

協働の仕組みをつくるための計画指標と目標値を示します。

#### 目標 5：協働の仕組みをつくる

施策の方針	計画指標	基準値	目標値	所管課
5-1 協働の 仕組みづくり	出前講座等の 学習会参加者数	2,891 人 (H26 年度)	3,200 人 (H32 年度)	生活環境課
	「アグリコラボいとしま」主体の 産学官連携事業数	8 事業 (H26 年度)	8 事業 (H32 年度)	農業振興課
5-2 環境情報の共有	環境情報サイトの 新着情報数	9 件 (H26 年度)	12 件 (H32 年度)	生活環境課
5-3 人材の育成と 活用	環境ボランティアネットワーク 加入団体数 (加入者数)	13 団体 (366 人) (H26 年度)	20 団体 (560 人) (H32 年度)	生活環境課

## 第4部 計画の推進と進行管理

### 第1章 推進体制

本計画の推進にあたっては、各主体が連携・協働をしながら進めていくことが重要です。

#### 1. 糸島市環境審議会

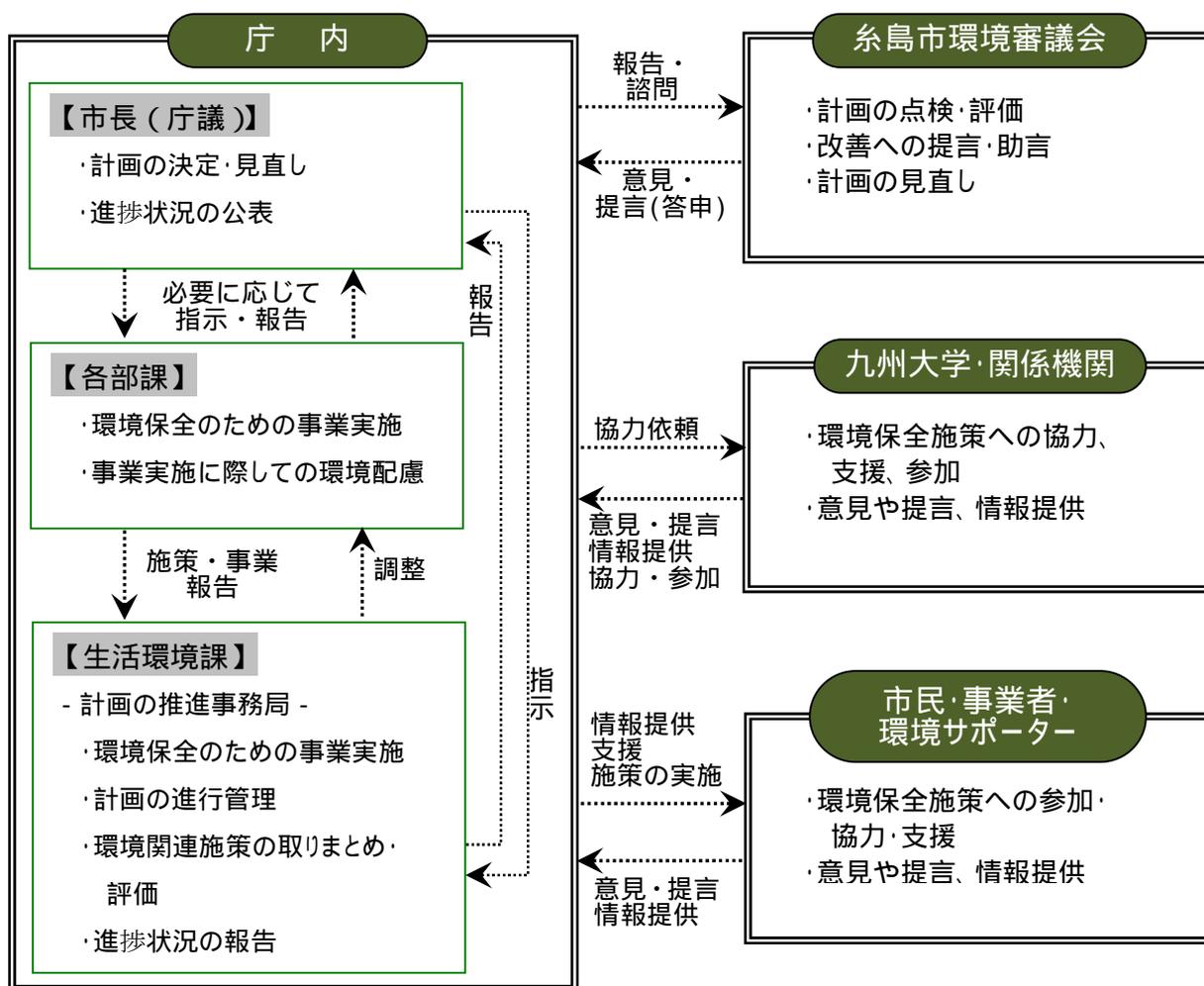
糸島市環境基本条例第9条に規定する環境審議会において、本計画の推進評価や改善に関する提言、見直しなどを行いながら、総合的な点検を行います。

#### 2. 協働による推進体制

本計画の推進を継続的に取り組むために、市民(地域)や事業所、環境サポーター、九州大学、関係機関などと情報交換や連携・協働しながら、具体的な実践を進めます。

#### 3. 庁内推進体制

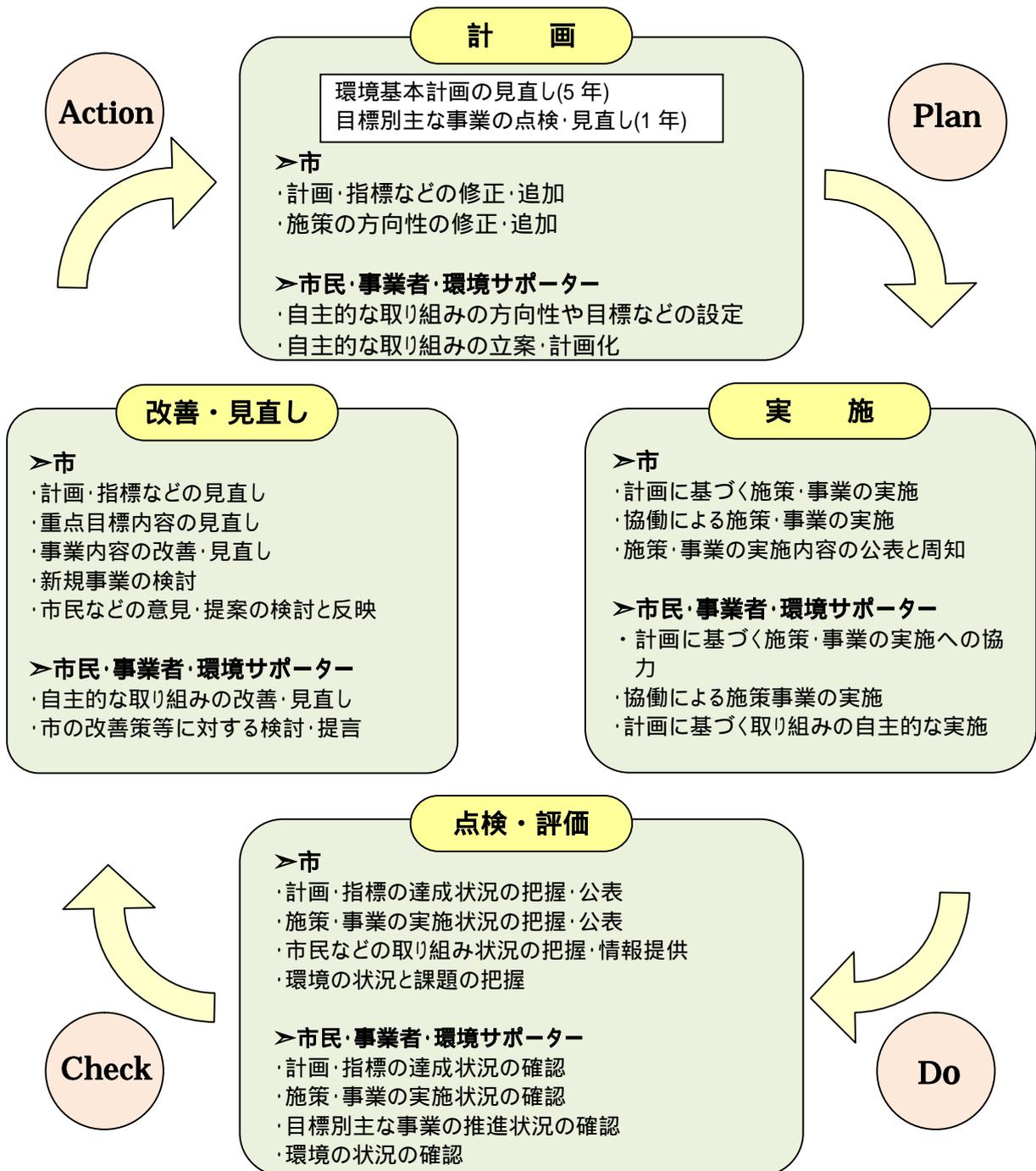
本計画に掲げた施策を総合的・計画的に進めるために、関係部課と連携・協力して、施策の調整や進行管理を行い、全市的な取り組みを進めます。



計画推進体制

## 第2章 進行管理

計画の推進にあたっては、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)という「PDCAサイクル」に基づく一連の管理システムを構築し、継続的な改善を図りながら進めていきます。



継続的な改善を図る進行管理のながれ

## 糸島市環境審議会（氏名等）

### 委員氏名（五十音順、敬称略）

番号	氏名	所属	備考
1	石井 光則	福岡県広域森林組合	
2	石川 政一	糸島市行政区長会	
3	酒井 忠彬	ごみゼロ青春探検隊いとしま	
4	坂本 朱美	福岡県地球温暖化防止活動推進員	副会長
5	重富千津子	糸島市商工会	
6	島岡 隆行	九州大学大学院工学研究院	会長
7	須藤 健二	深江の自然と環境を守る会	
8	仲西 利弘	糸島漁業協同組合	
9	二木 正伸	糸島市行政区長会	
10	波多江正和	糸島農業協同組合	
11	平野 照実	公募委員	
12	松田 共浩	公募委員	
13	宮之脇健二	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	
14	横川 紀一	公募委員	

## 糸島市環境審議会の開催経緯

### 環境審議会の開催経緯

回	開催日	審議会	審議項目等
1	平成27年8月5日	第1回審議会	会長・副会長の選任 環境基本計画後期計画案策定のスケジュールについて
2	平成27年11月5日	第2回審議会	環境基本計画見直し案について
3	平成28年1月27日	第3回審議会	環境基本計画見直し案について
4	平成28年3月2日	報告	環境基本計画後期計画案の報告（会長）

## パブリックコメント

### 環境基本計画（後期計画案）に係るパブリックコメントの結果

項目	内容
実施期間	平成28年1月12日から2月12日までの1か月間
実施方法	市役所及び校区公民館に素案と意見用紙を配置 糸島市ホームページに掲載
提出意見	4件

## 用語解説

	用語	解説
あ	アイドリングストップ	信号待ちや荷物の積み降ろしなど、駐停車時に自動車のエンジンを停止させること。燃料節約と排気ガス(CO <sub>2</sub> )削減の効果が期待される。
	アグリコラボいとしま	糸島農業産学官連携推進協議会の通称。糸島地域の農業者、九州大学、農業関係機関が集まり、産学官相互の交流を推進し、知的資源や地域資源を生かして糸島地域の創造と活性化に寄与するために活動中。
	アゾラ・クリスタータ	アカウキクサ科の浮遊性の水生シダで大きさは5 cm程度。原産は、アメリカ大陸や欧州など。暖帯の湖沼、水田、水路などに生育する。絶滅危惧種の在来種アカウキクサに影響があると言われる。
	アダプト制度	行政が、特定の公共財(道路、公園、河川など)について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のこと。アダプト(Adopt)とは、英語で「養子縁組をする」という意味。
	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物で、ごみとし尿に分類される。また、ごみは、一般家庭の日常生活から生じた「家庭ごみ」と事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類される。
	エコショップ	簡易包装、レジ袋の削減、量り売り、環境負荷の少ない商品の販売などを行っている小売店。
	糸島アニマルサポート	福岡県動物愛護推進協議会糸島支部が行う事業のサポートや、動物の愛護・福祉の普及啓発活動を行う登録制のボランティア。
	エコドライブ	環境負荷の低減に配慮した自動車の運転方法で、アイドリングストップや加減速の少ない運転、タイヤの空気圧の適正化などに心がけた運転。
	エコ事業所	福岡県内に所在する事業所のうち、電気や自動車の燃料削減など、地球にやさしい活動に取り組むことを宣言した事業所。
	エコファミリー	ふくおかエコライフ応援サイトやふくおかエコライフ応援BOOKで紹介される情報を参考に、家庭での電気、ガス、ガソリンなどの省エネルギー・省資源に取り組む家庭。
	エネファーム (家庭用燃料電池)	都市ガスやLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させ、電気を作り、発電の際に発生する熱を捨てずに、お湯を作り給湯に利用するシステム。「エネルギー」と「ファーム=農場」の造語。
	オオキツネノカミソリ	ヒガンバナ科ヒガンバナ属の山野に生える多年草。キツネノカミソリの変種で、関東以西の本州から九州にかけて分布する。糸島市内の井原山中腹には、西日本一と言われる群生地がある。
	オオキンケイギク	北米原産のキク科の多年草で、5月～7月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせる。強靱でよく生育することから、緑化などに使用されていたが、在来の野草の生育場所を奪うため、平成18年に特定外来生物に指定された。
	オオクチバス	スズキ目サンフィッシュ科の淡水魚。北米南東部原産の移入種。別名ブラックバスと呼ばれる。ゲームフィッシングの普及により、全国に広がる。魚食性が強く、本来の生態系が破壊され問題になっている。
オゾン層	地上から10～50 km上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン(O <sub>3</sub> )が豊富な層のこと。大気中のオゾンの約90%が集まっている。	
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガス。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、PFC類、六フッ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められている。	
か	環境家計簿	家庭で使う電気・ガス・水道・ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素の排出量などの環境負荷を計算できる家計簿。

用語	解説
環境サポーター	環境美化や自然環境保全などの活動を行うボランティアや団体。
環境パトロール	不法投棄防止や環境監視のための巡回パトロール。散乱ごみの回収や不法投棄防止のための看板の設置等を行う。
環境リスク	人為的活動によって生じた環境汚染や環境負荷が、環境の経路を通じて、ある条件のもと、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性のこと。
環境放射能	人間の生活空間にある様々な放射能。宇宙線、大地及び食物からの自然放射能と、エックス線利用、核実験及び原子力発電所などによる人工放射能の2通りがある。
環境ボランティアネットワーク	系島市内で環境美化や自然環境保全などの活動を行うボランティア団体の活性化を目的とした、情報交換や相互協力などのための組織。
間伐	森林を育てるために森林に適度な光を入れ、木の過密化を解消するために木を間引く作業を指す林業用語。間引かれた木材は間伐材と言う。
給水普及率	水道事業を行う区域内の人口のうち、給水を行っている人口の割合。
空間放射線量率	空間に存在する放射線の単位時間あたりの量。放射性物質の漏出などの異常が発生していないか監視するために、モニタリングポストなどによって測定される。
グリーンイノベーション	環境関連技術を武器にした産業戦略。世界では企業に二酸化炭素排出の上限を定める動きがあり、二酸化炭素排出の削減はコストの削減につながるため、省エネ技術などの環境技術の経済価値が高まることになる。
グリーンツーリズム	緑豊かな農山村地域において、農林業の体験をするなど、自然、文化、農村の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への影響を優先し、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入すること
光化学オキシダント	大気中の炭化水素や窒素酸化物が紫外線などを吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。人の健康や植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグと言う。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付がはっきりせず、今後数年間の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地(農地)のこと。
コマメ生活	全国地球温暖化防止活動センターが推進する「環のくらし」で推奨される地球にやさしいライフスタイルを指す。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど枯渇の心配がない自然エネルギーのこと。
産業廃棄物	事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物。
酸性雨	工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中に取り込まれて、水素イオン濃度5.6以下になった酸性の雨のこと。土壌の酸性化による樹木の枯死などの影響をもたらす。
自然共生社会	人間と地球に生きるすべての生物が共に暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会。
循環型社会	持続可能な社会を生み出すために、生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効利用、さらに環境負荷を最小限に抑えることなどを目指す社会。
水素エネルギー	水素は地球上で最も軽い気体で燃えやすい物質。燃えると水のみができ、次代を担うクリーンエネルギーとして注目されている。
水素ステーション	燃料電池車に水素を供給するための施設。

さ

	用語	解説
	スラグ・メタル	廃棄物を溶融炉で溶融処理する際に発生する資源物。スラグはアスファルトやコンクリートなどの材料に、メタルは建設機械のおもり(カウンターウェイト)に使用される。
	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さを言う。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。
た	地産地消	地域で採れた農産物を地域の人たちが消費すること。地産地消の推進により、生産者と消費者の物理的、心理的距離を縮め、消費者ニーズに応えた生産や農業への理解を促進することが期待される。
	地球温暖化	人間の活動の拡大により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地球表面の温度が上昇すること。産業の発展に伴い、地球規模での気温上昇(温暖化)が進み、地球規模の課題となっている。
	地球温暖化防止活動推進センター	地球温暖化対策の推進に関する法律によって定められたセンターで、県内の民間団体の中から県知事によって指定される。主な業務は、地球温暖化防止に関する啓発・広報活動、調査・研究活動など。
	地球温暖化防止活動推進員	地球温暖化対策の推進に関する法律によって定められた地球温暖化防止活動を推進するために、県知事が委嘱する専門家。住民に対して、啓発や助言などを行う。
	低炭素社会	温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる(カーボン・ニュートラル)社会を指す。二酸化炭素の排出を最小化するための配慮が徹底される社会システムの構築が必要。
	出前講座	行政に関わる事業・制度について、市民の要請に基づき市職員が地域に出向いて説明会や講習会を実施する制度。
	な	燃料電池
は		バイオマス
	ハマボウ	アオイ科の落葉低木で、河口や海岸の砂泥地に生育する。県内では玄界灘から周防灘にかけてまれに見られる。雷山川下流の群生地は県下最大で、両岸約1kmの範囲にわたって生育している。
	BOD	河川などの有機汚濁物質による汚れの度合いを示す数値で、水中の汚濁物質(有機物)が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量で表される。数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
	ふくおかエコライフ	今の生活レベルを落とさずに、まずは量を見直すことから始めて、楽しみながら無理せず二酸化炭素を減らす運動。
	福岡県レッドデータブック	福岡県内を対象として、絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、絶滅のおそれの度合い、生息状況、絶滅へ向かわせている要因や生態などについて記述したもの。
	フードマイレージ	食料(food)の輸送距離(mileage)という意味であり、食料の輸送量と輸送距離を定量的に把握することを目的とした指標。食糧の輸送に伴い排出される二酸化炭素が、地球環境に与える負荷に着目したもの。
	不法投棄防止監視ネットワーク	市内の協力事業者から、不法投棄を目撃したり、投棄現場を発見した際に、市へ通報いただき早期に発見する。また、営業車等に「不法投棄監視中」のステッカーを貼ってもらうことで、未然防止を行うための組織。
	ブルーギル	スズキ目サンフィッシュ科の淡水魚。北米南東部原産の移入種。雑食性で水生昆虫から水生植物まで様々なものを食べる。繁殖力も強い。

	用語	解説
	ブルーツーリズム	島や沿岸部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。
ま	マイバック運動	ごみを減らすことを目的に、買い物の際、レジ袋を受け取らず、買い物用のバックを持参しようという運動を言う。
	まちづくり基本条例	魅力と活力に満ちたまちをつくるため、まちづくりの基本的なルールを定めたもの。自助・共助・公助の助け合いの精神で、市民と議会、市が情報を共有して、参画と協働でまちづくりを推進します。
	まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口急減・超高齢化という課題に対し、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す社会づくりを行う国の総合戦略。
	ミツバツツジ	ツツジ科の落葉低木。関東、中部地方の中南部、温帯下部の山地林内に分布する。市内では、背振雷山山系の中腹地域に植生している。
	緑のカーテン	建物の外側に、つる性の植物を育てることにより建物の温度上昇を抑える省エネルギー手法。光合成による二酸化炭素減少にもつながる。
	モニタリングポスト	大気中の放射線量を継続的に測定する据え置き型の装置。
や	溶融飛灰	廃棄物を溶融炉で溶融処理する際に発生する煤塵(ばいじん/すす・灰などの微粒子)。
ら	ラブアースクリーンアップ	1992年に開催された「ローマ・クラブ IN 九州」を契機に、地球環境と地域行動の実践として、市民・事業者・行政が協力し、海岸や河川などの散乱ごみを回収する地域環境美化活動。
	林道パトロール	林道の安全確保のための巡回パトロール。林道の草刈りや側溝清掃、危険個所の調査等を行う。
英	PM2.5	炭素、硝酸塩、硫酸塩、金属を主な成分とする粒径 2.5µm(マイクロメートル)以下の粒子状の混合物。粒子が非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などのリスクを上昇させると考えられる。